

第百八十九回国会
衆議院
財務金融委員會
會議録
第四号

平成二十七年三月十一日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 古川 禎久君

理事 神田 憲次君 理事 土屋 正忠君

理事 藤井比早之君 理事 御法川信英君

理事 山田 美樹君 理事 鈴木 克昌君

理事 丸山 穂高君 理事 伊藤 涉君

青山 周平君 井上 貴博君

井林 辰憲君 鬼木 誠君

勝俣 孝明君 國場幸之助君

柴山 昌彦君 鈴木 隼人君

田野瀬太道君 竹本 直一君

津島 淳君 中山 展宏君

根本 幸典君 福田 達夫君

藤丸 敏君 牧島かれん君

務台 俊介君 宗清 皇一君

山田 賢司君 大島 敦君

古川 元久君 古本伸一郎君

前原 誠司君 鷲尾英一郎君

伊東 信久君 吉田 豊史君

岡本 三成君 宮本 岳志君

宮本 徹君 小泉 龍司君

議員 古川 元久君

財務大臣 麻生 太郎君

(金融担当) 菅原 一秀君

財務副大臣 菅原 一秀君

政府参考人 (金融庁総務企画局総括審議官) 三井 秀範君

政府参考人 (財務省主税局長) 佐藤 慎一君

政府参考人 (財務省理財局長) 中野 広君

政府参考人 (国税庁次長) 佐川 宣寿君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 谷内 繁君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 吉田 学君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 松永 明君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 栗田 卓也君

政府参考人 (財務金融委員会専門員) 関根 弘君

委員の異動 三月十一日

補欠選任 國場幸之助君 青山 周平君

補欠選任 玄葉光一郎君 古本伸一郎君

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

同日 同日

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案及び古川元久君外三名提出、格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融

庁総務企画局総括審議官三井秀範君、財務省主税

局長佐藤慎一君、理財局長中野広君、国税庁次長

佐川宣寿君、厚生労働省大臣官房審議官谷内繁

君、大臣官房審議官吉田学君、経済産業省大臣官

房審議官松永明君、国土交通省大臣官房審議官栗

田卓也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと

存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○古川委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○古川委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。古本伸一郎君。

○古本委員 おはようございます。古本伸一郎で

ございます。

きょうは、質疑の機会をいただきまして、あり

がとうございました。

まず、閣法と、議法で出させていたいただいてお

ります格差是正及び経済成長のために講ずべき税制

上の措置等に関する法律案提出者、古川提出者、

それぞれお尋ねしてまいりたいと思います。

まず、きょうは三月十一日でございまして、大

変、日本人として忘れてはならない節目の日であ

ります。そういう日でありますけれども、税制

は、日切れ案件、慎重審議、継続中ということ

で審議の場が設けられたというふうに承知しており

ますけれども、改めて、お亡くなりになられた皆

様に哀悼の誠をささげたいと思います。また同時

に、きょうもなお二十万人を超える多くの方々

が、仮設・復興住宅住まいということで、我が家

に帰ることができない、あるいは高台移転がかな

わないという状況でありますので、政府挙げて、

一日も早い実現に向けてお取り組みをいただきたい

、このように強く要請をして、質疑に入らせて

いただきます。

さて、きょうは、委員長のお許しをいただい

て、資料をお配りいたしております。

まず、一枚目をござんいただきましたんですが、

実は、過去に大きな税制改正があったとき、少な

くとも記憶の範囲である平成の時代をさかのぼれ

ば、元年に消費税率三％、九年に消費税率五％、そ

して今回の社保・税一体改革を通じて、平成二十

六年の四月より消費税率が八％になっているとい

うことなんです。

このチャートは、面で捉えた資料を少し作成い

たしましたので、視覚的に見てわかっていただけ

ると思うんですが、また、これは会議録として残

ると思っておりますので、国民の皆様には御理

解をいただきたい部分なんですけれども、元年、

消費税率三％が竹下総理・総裁のもとで導入さ

れた際には、増収が六兆強あったと同時に、所得

税、相続税、法人税をほぼ同額、あるいはそれを

上回る間接税の減税をあわせ行い、実質減税だっ

たんですね。これは歴史の事実です。

それから、平成九年、三ポイントから五ポイン

トに消費税率を上げた際には、実は、同じく、先

行減税も含めて、所得、相続、減税をかけ、あわ

せて定率減税も入れましたので、実質減税だった

んです。ネットで九・五兆の実質減税、平成九

年。平成元年のときはネットで二・六兆の実質減

税だったんですよ。

その意味では、今回の消費税率八％というのは、

戦後の税制史上、若干過大に言うかもしれません

が、恐らく初の実質増税だったんだと思っております。

ます。

このことを実行したのは当時の民主党政権でありましたけれども、私は、このことが成功した一つの鍵は、野党が自由民主党の皆さんだったからだと思います。

過去、消費税を、中曽根さんも大平先生も、みんなトライしたけれどもできなかった。そして、竹下さんはできたけれども、これだけ減税すれば、ネットでもむしろ減税過多であつたら国民も受け入れてくれるでしょうね。これを繰り返しては、結局、実質財源増にはならない。借金が積み上がるばかり。この過去の、言うならば自由民主党の皆さんが抱えてきた負の遺産を清算する責任が野党自由民主党としてもあるんだらうという深い理解の中で、恐らく野党が自民党からできたんだと思うんです。これは私の感想です。

きょうは、幾つか資料をお見せしながらやりたいと思うんです。

そして、まさに復興です。復興税を、平成二十四年、震災後に速やかに決め、頑張ろう。東北、みんな支えようということで導入したわけでありまして、けれども、この復興税については、単年度で見ると、平成三十九年まで復興特別所得税、所得税増税は続きますので、これは恐らく面で見えたら約十兆、九・七兆円の御負担をいただくということになります。

これは明らかに増税のベクトル、負担増ばかりであつて、こつちの減税ベクトルの方が真つ白け、ほとんど何もないという中で、恐らく唯一と言つてもいいでしょう、一般家計、一般庶民、とりわけ地方に住む人ほど負担感の強い、つまり、一家に車が一台、二台、三台とある、多分この東京の都心の皆様より茨城や千葉や埼玉に住むの方がより保有台数は多いんだと思うんですけれども、地方に住む方々ほど負担の重い車体課税の減税をぎりぎり行つたんです。

これは、重量税の暫定税率と呼ばれていた、当分の間税率と名前を置かえましたが、微々たるものですが、黒三角の〇・三兆。

これは言うならば、地方に住む皆様の生活の足でありますので、家計の負担軽減を若干行つたということなんです。

さて、これで少し質問、まず一点目ですけれども、古川さん、財務省OB、東京大学在学中に司法試験も受かつておられる、弊社を代表する政策通でありますから、どうぞ簡潔に、かつ、これまでの知見を全て出していだいて御答弁をいただきたいと思ひます。冗長的な答弁はなしでお願いしたいと思ひます。

さきの総選挙で、私も政治の責任として、物すごく痛感したことがあります。投票率、棄権された方が四八％です。国民の二人に一人が投票に行かなかつた。そして、大臣、自由民主党と投じた方々でさえ、その六五％が、これは読売新聞調べですけれども、保守系新聞だと私は思つていますし、個人的には大好きですけれども、この読売新聞購読者でさえ、自由民主党と投じた方の六五％が、ほかよりまじつたと言へてゐるんです。

つまり、どれくらい政治に選択肢がなかつたのか、どれくらい政治が、A案とB案のどちらを選ばばどういふ日本になるのか魅力に欠けていたんだらうと思うんです。

古川提出者、民主党はどういう税制を目指そうとして、言うならばこの負の遺産を、ただでさえ支持率が低くて七転八倒してゐた民主党内閣でこれをやり遂げたのか。当時入閣もされてゐたと思ひますので、簡潔にお願いします。

○古川(元)議員 私どもは、野党時代に、納税者の視点で税制のあり方を抜本的に見直そうと。ですから、納税者の立場に立つて、税金を取る側の立場ではなくて、税金を納める人たちの立場に立つて、公平で透明で納得のできる、そうした税制を築いていこう、そうした考え方で、古本委員とも一緒に、我々の政権時代、税制の改革に取り組みました。

先ほど来から御指摘がございます消費税の増税につきましては、これはきのうの委員会でも

ちよつと私申し上げましたけれども、もともとは麻生政権のときに、消費税も含む税制の抜本改革を一年度までにしようという、まさに附則の百四条、これは麻生政権、自民党政権でできた規定、法律ではありますけれども、やはり法律に規定されている以上、私も政権を担う者として、そして、今、日本の財政の状況を考えれば、これ以上将来世代にツケを回し続けるということは今生きる世代として無責任だと。

そうした視点から、当時野党であつた自民党、公明党の皆さん方の御理解もいただいて、三党協議という形で国民の皆様方に負担の増をお願いする。当然、その前提として、私も議員定数の削減、これは当時の野田総理と安倍自民党総裁との間で約束をした、そういう身を切る改革も行つた上で国民の皆様方への負担をお願いする、そうした決断をしたものでございます。

○古本委員 きょうは主税局長にもお越しをいただいておりますけれども、恐らく一枚目のチャートをごらんいただきますと、恐らく主税局長も感慨深いものがあるんじゃないかと思うんです。

これだけ所得税と法人税を同時に減税し、ネットでも減収に立つ消費税なんて、あえて言いますけれども、先達の苦労はあつたんだと思ひますけれども、今回、私たちは何と復興増税もやつたんです。消費税も決めたんです。ですから、直接税を減税するので間接税を創設あるいは増税させてくれという直間比率という言葉、もう今や死語と心に言い聞かせてやつたんですよ。このとき所得税減税できたなら、どれだけ案だつたかと思ひますよ。

直間比率という言葉は、今、政府税調あるいは主税局の中に存在しますか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。直間比率という言葉は俗な言葉でございまして、ある種、統計的な数字としてあらわすということでは流布してゐたものでございます。

抜本改革、一九八九年以降行われた中で、所得、消費、資産、それぞれの課税バランスをどの

ような形で構成するのが社会経済情勢の変化に対応できるか、そういう問題意識で税制の検討がなされたというのが基本でございます。

そういう意味では、消費税が導入されたり税率が上がつたり、あるいはそれに伴つて所得税、法人税等が減税されたりということは、その時代時代の情勢の中で、結果として直間比率が変化するということはあつたかと思ひます。

ただ、俗な言葉ではありましたが、昨今ほとんど聞かなくなつたというのも事実でございまして。○古本委員 昨今は聞かないという話ですけれども、これはもう恐らく禁句、言つてはならないというぐらゐに覚悟を決めないと、直接税にも手をつけることは多分できないだらうと思うんですね。

きょうは、当時の三党合意の原本のコピーを少し引つ張り出してまいりました。資料の五ページをごらんいただきます。これは、当時野党でいらした自民党の皆さん、公明党の皆さんと私も与党側が真摯に連日連夜協議をさせていただいて成案を見た、税制関係の協議結果の原本の写しでございまして。消費税を八ポイントに引き上げる、そして段階的に一年半後に一〇ポイントに引き上げる、今年の十月です、予定では。一〇ポイントに引き上げるといふ約束の大前提として、今から申し上げることを確認し合つたんです。

まず一点目、所得税です。

言うならば、生活保護者の皆さん、低所得者の皆様も、コンビニで買い物すれば消費税を負担しますね、やはり痛みが伴う税であるという立場に立ち、富める方、持つていらつしやる方は応分の負担をしていただきたいという象徴的なもの。一つとして、所得税の累進強化を図りました。これが最高税率の引き上げであります。当時、公明党の皆様からは、さらにもう少し厳しくという御要請もありましたが、最終的には折衷案で折り合つたと記憶しております。最高税率の引き上げは既に決まり、執行されている話。一点目で

すね。

そして、もう一点目が、昨今話題になっている格差云々、ビケティさん論の話なんです。あわせて資産課税も見直そうということで、相続税の課税ベース、税率構造等、及び贈与税の見直しについて検討しようということを確認し合ったんですね。

そのときの論点は、実は相続税は、バブル期に大変地価が上がりました、これに対して控除の幅が間に合っていないだったので、他方、バブルがはじけ、大変地価が下落しているにもかかわらず控除の幅だけが高いままで残っていたので、これを少し圧縮しようという、すぐれて政策論でした。あわせて、税率の引き上げについては、恐らく、消費税というタイミングで、富裕層についても自分の負担をいただくことで世の中の皆さんの留飲が少しでも下がればありがたいという、富める方は負担していただきたいという目的から入ったと思っているんです。

このとき、忘れてならないのは、単なる資産家いじめでは意味がないということで、相続増税をかける一方で、お国に相続税で納めるのがわしは嫌だという資産家がいらつしやるならば、生前にお孫さんたちに贈与していただかせんかと。これに伴い、世代間、つまり、おじいちゃん、おばあちゃん、世代からお孫さん世代、これから現役で稼いでいこう、日本の国を支えていたかどうかという若者たちの世代に対して、世代間格差の是正をしようということで、贈与税の減税をセットで入れたんです。

したがって、若干、隣に鷲尾委員も座っておられますけれども、昨日の議論はモニターでつぶさに拝見しましたけれども、この贈与税の減税が少しやり過ぎじゃないかという意見も世の中にあるのかもしれないけれども、このことを容認してしまうと、実は相続増税をかけたことがパッケージで崩れてしまうと思うんです。

提出者古川さん、我が党の考えは、改めて、贈与減税をかけていった、これは相続増税とパッ

ケージであつたということに間違いありません。
○古川(元)議員 そのところは間違いございません。

もう一つ、古本委員、忘れてはいけないことだと私が思っているのは、我々の政権のもとで寄附税制も拡大をしたんですね。確かに御負担をお願ひすることになりましたが、まさに、普通の働いている人たちの寄附もしやすくなったわけでありまして、けれども、資産を持つていらつしやる方もぜひ、寄附税制も拡大をしましたので、そうした寄附もしていただきたい、そういうところもあつたわけでございます。この点もぜひ私ども忘れてはいいないと思っておりますし、また、ここは、世代間の格差の是正というところ、そうしたところに観点置いて、贈与の枠の拡大というものを行いました。

ですから、今議論になっておるところについては、基本的な考え方はそうした視点に立つた上で、あとはどこまでどうバランスをとるかということ、税制というのは、何事も過度に一つの税に特化してということとはゆがみを生じるところがありますので、やはりほかの税とのバランスを考えるとということが極めて重要なことではないかというふうに考えております。

○古本委員 ありがとうございます。

あわせて、資料の十四ページと十五ページもごらんをいただきたいと思うんです。

実は、手前どもが野党になった後にも、当時の野田毅自民党税調会長、あるいは斎藤鉄夫公明党税調会長の御指導のもと、三党の税制協議が引き続き行われたんです。野党民主党として、それに参画をさせていただいた。これは、平成二十五年の三党税制関係協議結果ペーパーの、原本の写しです。

この中で、実は四つの観点を手前どもから提案した、大変懐の深い自公の皆様が受け入れてくださったということなんです。

一点目が、大学法人に対する寄附の範囲の拡大です。これは国立大学も認めるべきじゃないかと

いうこと。

二点目が、特定支出控除のあり方。要は、サラリーマンの皆様が、消費税の影響で、とりわけ中低所得層を中心に負担増になってまいりますので、これは、費用支出を認めてもらえないか、控除を認めてもらえないか、その範囲を見直してもらえないかという提言でありました。

三つ目が、交際費課税。大企業は損金不算入になつていたものを、中小に拡大するという自民党さんの原案に対し、大企業にも認めるべきじゃないかと。やはり発注側が交際費を使わないと、そこから仕事をもらっている人がなかなか使いつらいという、言うならば、麻生大臣がよくおっしゃっているビジネスのセンスからいって、これはやるべきだと私もから提言したんです。忘れもしない、当時、自公の皆様が、それを民主党が言つて大丈夫かと言われて、言つてもらえたら俺らも助かると思われまして、これは当たり前前の税の理屈としてやつたんです。損金算入になりましたね。

そして、最後が贈与税なんです。実は、教育資金の生前贈与の枠を自民党政権で導入されました。その芽は手前どもも民主党政権時代から仕込んだという思いがありますけれども、花開いたのは麻生さんたちの時代ですね。そのときに、あわせて、何も教育だけではないんじゃないか、結婚や出産や子育て全般に、垂直の格差、おじいちゃん、おばあちゃん世代からお孫さん世代の格差、これを少し是正する意味でも範囲を広げるべきじゃないかといつてこれが入つたんです。

したがって、できればというか、いや、金輪際、この議論は、我が党からこれはやり過ぎじゃないかと言つておかしな話になるということを改めて整理しておきたいと思うんですけれども、税調会長でもありますので、古川さん、こここの確認を再度お願いします。

○古川(元)議員 基本的には、私がまさに国家戦略担当大臣だったときに、この贈与の枠の拡大の検討を財務省の方に指示したということがござい

ましたので、そういった意味では、大きな考え方には、私どもも、今の政府が考えているところと違いはないということは申し上げておきたいと思ひます。

ただ、一点、実は私自身が当初指示をした、考へておつたところを言いますと、この贈与税の枠の拡大、そして世代間の格差の是正というのは、もう一点、デフレ脱却の観点から、今国内にある資産の三分の二以上を六十五歳以上の高齢者の方々が所有していて、今、長寿化に伴つて、相続が起きるときには既に相続人が六十五歳を超えていて、高齢者の持つている資産がほとんど塩漬けになつてしまつていて、これを、お金を使うニーズの高い若い世代に移すことによって、流れが滞つているお金の流れをよくしていく、それがデフレ脱却にもつながっていくであろうという、そうした観点から、私ども、こうした贈与税の枠の拡大というものを考へて、検討を指示したわけなんです。

そうした観点からいいますと、今の贈与資金の使い勝手というのは相当悪いんですね。私なんか考へておつたのは、もう少し柔軟な形で、ですから、目的も幾つか我々が指摘をしたような形で、先ほど委員からも御指摘があつたように、広がつてきましたけれども、しかし、それでもかなりまだ使い勝手が悪いところがありまして、そこは、せつかく日本の国内、中にあるお金が有効に使われるような、そういう状況という観点では、使ひ方とか使ひ道のあり方、そうしたものについてはもう少しやはり柔軟な枠組みというものを考へられていいんじゃないか、そのようなことは考へておりますので、こうした点については、我が党の税調などでもぜひこれから議論していきたいというふうに考へているところであります。

○古本委員 今までのところが、当時の議論を少し思い出しませんが、抜本改革法の七条の中に、合計二十七項目になんなんとする、消費税の税率を引き上げるに当たつて検討すべしという課題が

付されたわけなんです。二十七項目です。
 その中で、とりわけ三党で、自民、公明、民主
 でこれは特に大事だと確認し合ったのが四つな
 んです。

資料の六ページをのぞいていただきますと、一点
 目がいわゆる逆進性。低所得者に配慮した施策を
 講ずべしというのが一点目。

二点目が医療だったんです。平成元年に竹下先
 生が消費税を導入されて以来、あのとき医療業界
 に非課税だという言い方が、恐らく当時の文献の
 どことを読んでも取り違えたとは思えないや
 りとりの中、結果として非課税が続いています。

それから、三点目が住宅です。やはり住宅は大
 変高価でありますので、この大変高価な商品であ
 る住宅については特段の措置が要るだろうという
 観点。

そして、最後が車体課税、自動車関係だったん
 です。

抜本改革法七条であまたの項目を検討項目とし
 て列挙する中で、とりわけ三党でこれはやらな
 きやいけないということで確認し合ったのがこの
 四つなんです。きょうは、この四つについて少し
 議論をしたいと思っています。

まず、国交省に来ていただいていますけれども
 も、資料の十一ページをのぞいていただきますと、
 平成元年、九年、そしてこのたびの八ポイントに
 上げた去年、ちよつと去年の数字が入っていない
 ので少しわかりづらいかもしれませんが、この駆け
 込み需要と反動減、その後の不動産市況の冷え
 込みという意味では、現状はどうなっているで
 しょうか。

○栗田政府参考人 お答えいたします。

委員御配付の資料のとおりでございますけれども、
 これは財務省の法人企業統計でございます。
 消費税を導入した平成元年、それから消費税率を
 五%に引き上げた平成九年、この統計によりまし
 と、不動産業の総売上高、おの前の前年比でマイ
 ナス二%、マイナス五%ということでございます。

また、この中で、特に不動産業の業況を示すよ
 うな指標という意味で住宅着工戸数について申し
 上げますと、平成元年の消費税導入時には駆け込
 み反動減が目立った動きは見られておりませんけ
 れども、平成九年の消費税率引き上げ時には大幅
 な駆け込み反動減があったということでございま
 す。昨年の消費税率八%への引き上げに際して、
 昨年三月以降、駆け込みの反動減が見られておる
 というところでございまして、前年同月比で減少
 が続いております。

ただ、その中の一つの代表としての持ち家とい
 うことで申しますと、受注減が継続してはいます
 もの、その先行指標という意味での展示場への
 来場者数、こういったものにつきましては回復の
 兆しが見られておる、こういう状況でございま
 す。

○古本委員 今は株高ですし、富裕層は、ここら
 辺のマンションも飛ぶように売れるというのは一
 般的に聞いていますけれども、役所の皆さんも家
 に帰れば一家庭人なわけで、いつかは夢のマイ
 ホームでしょう、国交省の皆さんも家に帰れば、
 千葉か埼玉かわかりませんが、あの辺で夢のマイ
 ホーム。建物が課税ですから、建物部分には消費
 税がかかるわけでありまして、これは大変大きな
 負担になると思うんですね。親身になって話して
 いるんですよ。役所の若い人たちも、いずれは家
 を持つてもらいたいですよ。それで不動産をやは
 り活性化させなければなりません。不動産は経済
 のかなめですよ。

それで、きょうは、一つ提言というか、過去を
 おさらいがてらするわけなんです、資料の二
 ページを大臣にものぞいていただきたいんですけ
 れども、これは、元年に消費税を導入した際に、当
 時の自由民主党税制調査会、当時の大蔵省、自治
 省、連日連夜の議論の中で、最終的に消費税の非
 課税取引はこれにしようとお決めたいただいたリス
 トです。

実に興味深い。税の性格から非課税としていま
 も、土地の譲渡。土地の売買で付加価値は生み

出しませんから。土地そのものですから。有価証
 券、切手あるいは行政の手数料、外為取引、世界
 的に見てもそうだなと思います。

他方、問題はこつちなんです。社会政策的配慮
 から非課税としたもの、これは極めて恣意的に決
 めたと思いますよ。当時の政治が決めたと思いま
 すよ。ここが問題の医療です。医療保険適用の医
 療については非課税にしたいんです。したがって、
 今日でも自由診療は課税ですね。次、介護、そう
 でしょうね。社会福祉、そうでしょう。助産、お
 産から税金を取るのか、わかりますね。それか
 ら、埋葬、火葬。これもそうですよ。学校の教科
 書なんかもそうですよ、教育的図書譲渡。そし
 て、一番下に住宅の貸し付けなんです。住宅は、
 アパート、マンションを借りた場合は非課税だけ
 れども、マンションを買った場合は課税なんです。

国交省、家を買うときにどれだけ税金を払いま
 すか。不動産取得税、登記に当たっては登録税、
 そしてランニングコストで市町村から固定資産
 税、都市計税を、どれだけ取るんだというぐら
 い取っていますね。

これはもう少し踏み込んだ議論をそろそろ始め
 ないと、一〇ポイントが視野に入ってきている中
 で、住宅エコポイントとかはありがたいですよ、
 あるいはローン減税の拡充はありがたいですよ。
 これだけで足りませんか。一〇ポイントが射程に
 入っている中で、なぜならば景気条項を今回取り
 除いているんですから、やりが降ろうが何が降ろ
 うが二十九年度の四月には一〇ポイントになる。そ
 ういう法案を今回政府として出しているんですよ、
 もつとやらなきゃ。

そこで、本来、住宅なんというものは非課税だ
 ぐらいの議論はないんですか。どうですか。

○栗田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、住宅につきましては、も
 ちろん多くの税目がかかっております。流通税も
 かかっております。保有税もかかっております。
 そういった中で、一〇%への引き上げ時に向け
 ての対策ということでございますが、既に二十六

年の消費税率八%への引き上げ時に、住宅ローン
 減税の大幅な拡充あるいは現金給付措置を講じて
 おります。これらにつきまして、その適用期限を
 平成三十一年六月までということの延伸をしてお
 るということでございます。

また、消費税率一〇%への引き上げに伴う反動
 減対策として、平成二十八年十月から、非課税限
 度額ということにつきまして、最大三千万円まで
 の拡充ということでございます。

これらの措置によりまして現役世代の住宅取得
 の支援が図られるということでございますし、平
 成三十一年六月までの将来にわたる措置が示され
 ているということで、住宅取得を検討される方々
 の予見性が高まって、計画的な住宅取得あるいは
 住宅市場の安定、こういったものにつながるの
 ではないかと考えております。

今御指摘の非課税の問題につきましては、与党
 の税調の中でこれからまさに議論が始まるように
 しているということかと承知しておるところでござ
 います。

○古本委員 抜本改革法七条のちに、住宅の取得
 についてという記述があるんですけれども、資料
 はおつけしていないです、ちよつと読み上げたい
 と思います。

「取引価額が高額であること等から、住宅取得
 については、消費税率の引上げの前後における
 駆け込み需要及びその反動等による影響が大きい
 ことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を
 平準化し、ならすと言っているんですね、「及び
 緩和しそれを緩める観点から、住宅の取得に係る
 必要な措置について財源も含め総合的に検討す
 る。」と書いてあります。

主税局長、これは、当時、消費税における非課
 税取引の中に、アパート経営をされている人たち
 から陳情を受け、恐らく自民党税調は、さすがに
 アパートは非課税にしようかと、社会政策的配慮
 だったんでしようけれども、固定資産税を取るん
 ですから、ランニングコストを取っているんです
 から、さすがに、何千万のお買い物をされたとき

に、一般のサラリーマンから、新橋の飲み屋で夜一杯飲むのを楽しみに、お昼御飯を五百円以下でセーブ、ワンコインで食べているお父さん、サラリーマン諸兄がやつと夢のマイホームを買うというときに、一〇%、一五%、大体、財務省は消費税はどのぐらいを狙っているんですか。僕は、二〇ポイント以上を目指す無理だと思えますよ。それだけのポイントを目指すときに、僕は、安倍さんにある意味で感謝したいですよ、一年半、議論のいとまを得たんですから。これは徹底的に議論しなきゃいけないと思っています。消費税は延長すべきじゃないと思っていますよ。思っています。住宅対策を考えると、意味では、総理に感謝したいと思えますね。非課税という考え方があつたつていいんじゃないですか。世界的に、そういう考えをとっている国があるんじゃないですか。世界の例も含めて、いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

住宅について、消費税をどのように課税するか、あるいは非課税ということで課税しないか、こういう判断、原点に戻つてという議論になろうかと思ひます。

非課税という場合、住宅に限りませんが、一般的にどういうことが起こるだろうかということを現状からの変化で考えた場合、医療である話でございませうけれども、例えば非課税にいたしますと、仕入れ税額控除ができないという問題があります。したがって、その部分をどういふふうにかえるんだらうか。要するに、業者におけるコストアップをどう考えるんだらうかという問題。それから、そもそも住宅だけを例外扱いにするという考え方は、軽減税率のみならず、非課税においても同じように、なぜこれを例外扱いにするのかという議論。それから、現状から見ますと、税収減が大きく生じる可能性もございませう。

こういうあたりもよく考えて、住宅についてどういふふうな手当てを消費税を今後考えていく上でしていくべきかという根本論はあろうかと思ひます。

現在のところ、一〇%へ引き上げという前提の中では、やはり需要が、大きく住宅市場が変動するということについての平準化という観点から、住宅ローン減税を拡充するとか、あるいは住宅資金の贈与税の非課税措置を講じる、しかもそれをかなり長いスパンでとることによって平準化して、住宅市場についてある程度の配慮をするというふうな形で講じてきているということ、これも一つの方法だろうというふうな思ひつております。

とりあえず、お答えとしては、以上のお答えとさせていただきます。

○古本委員 海外の例をおっしゃらなかったんですけれども、諸外国では取つていない国も少なからずあります。そのことも含めてよく研究をしていただきたいと思います。これは宿題として財務省に求めておきたい。

国交省も、しっかりと遠慮なくこの議論はしなきゃいけません。自分のところの職員、若手がやがて家を買うんだらうというのを思ひ浮かべて、親身に考えないといけませんね。

さて、今の非課税の中に医療が入つていました。

きょうは厚労省も来ていただいています。

当時の合意内容 三党合意及び抜本改革七条によれば、医療の損税の問題、今、主税局長が重要なことをおっしゃつていただきましたね。非課税にした仕入れ税額控除ができない。税の理屈で当たり前ですね。他方、ゼロ税率にしたらどうなるんですか。ゼロ税率にすれば費用控除できまね。課税、しかし税率はゼロ、やり方は幾らでもありますよ。

当時、非課税という言葉に、医療業界全体が、海のものとも山のものともわからない消費税という新しい税に、混乱する中で同意しちゃつたんです。歴史をひもとけば、そういうふうには私に理解していただけます。それで、これを診療報酬で賄うという当時の流れだったというふうに、法律にもそ

う書いてあります。

きょう、資料をお配りしております。資料の九ページをごらんいただきたいと思ひます。

これは、四病院団体協議会、四病協ほかから提出の、先月出たばかりのほやほやの医療機関における消費税に関する調査結果でございます。

病床規模別分類を見ていただくと、論点の所在が明らかでございます。何と、四百床を超える大病院は消費税のかぶり分、なぜならば病院は調達したコストに係る消費税については転嫁できない、なぜならば控除できませんから、医療は非課税ですから、そして診療報酬で補填していただくという約束で、今、補填率は七割しかありません。

残りの三割は金額に置きかえると幾らぐらいですか、厚労省。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

今、先生の御質問を機械的に計算いたしますと、まず、現在の医療費、国民医療費ベースで四十兆程度になりますので、それに三割を掛けた数字というふうな承知をします。

○古本委員 厚労省 もう一度答弁した方がいいと思ひます。消費税の負担かぶりの金額ですから、そんな巨額な額にはなりません。そのうちの消費税のかぶり分ですから。

○吉田政府参考人 失礼いたしました。医療費全体に消費税率がかり、その三割という形にならうかと思ひます。

○古本委員 実額で何千億円かぶつていますかというお尋ねをしています。暗算すれば出ますよね。

○吉田政府参考人 失礼いたしました。機械的に計算しますと、六千億という数字にならうかと思ひます。

○古本委員 妙に声が小さくなつていないですか。こんなことでは、全国の病院経営の最前線に立っている人が厚生省を信頼できないですよ。

大臣、これは結局、急性期で高度の医療を頑

張つてやろうというところほど、常にデバイス、CT、MRI、最新型の医療機器を入れて、患者様に最高の医療を提供しようと頑張る。それから、薬剤にしても、ステントだ何だ、そういう医療器具にしても、これは全部、消費税が仕入れ段階でかかっていますね。

他方、ベッド数百九十九床以下、つまり中小診療所クラスになると、ほぼ一〇%補填されています。診療報酬による補填率。さらには、一五%以上補填されていますとアンケートで真面目に答えていただいた病院も四十二もあるというんです。

こういうのを逆ざやというのか経営努力というのかよくわかりませんが、これで日本の本当の急性期、高度医療を守れるんですか。

今、大病院の経営者の皆様は、ドクターはいい薬を使いたい、最高の医療機器で診察してさしあげたい、日本最高峰のことを各拠点病院でやりたいと思つても、消費税をかぶらなきゃいけないしなと思つたら、何となく、処方するときの手も、新薬をやめて、ちよつとこつちにしようかなみたになりますよ。

医療の非課税の問題も、平成元年から既に二十七年に及びつと論争しているんです。さすがに、一〇ポイントを前に、今後とも診療報酬で賄うのか。その際には、大病院のかぶり率は余りに気の毒。

そして、さっきの不動産、住宅取得とあわせて、これは三党合意で、いやしくも、一番肝心なところ、これは委員長に理事会で確認をいただいていますけれども、(資料を示す)衆議院議長町村先生、当時自由民主党税制協議最高責任者のサイン、そして公明党の方は斉藤鉄夫先生のサイン、筆でサインしていますから、手前どもは藤井裕久元大蔵大臣、当時税調会長のサインで、これは責任を持つてやり遂げようとしたことなんです。一〇ポイントを前に、医療の損税の問題をこのままにして、私はこれでは申しわけが立たない。当時、この筆書きの墨の準備をした人間として、

物すごく責任を感じますね。

これは、診療報酬の補填でさらに充実させるのか。そもそも医療は非課税だということで、少しお互いにかけてしまった問題を、この際ゼロ税率で控除をやってもいいんじゃないかといくのか。それとも、巷間うわさされている、軽減税率を医療にもかけようじゃないかと。僕は軽減は大反対ですからね。なぜならば、軽減というものは、何%か知りませんが、病院に行つて消費税がかかるということになるんですからね。選択肢は恐らくゼロ税率で控除しないんじゃないかなと思いますけれども。

今の主税局の基本方針を聞かせてください。

○吉田政府参考人 申しわけございません。

御質問の流れの中で先ほど答弁申し上げたのを、少し事実関係を補足させていただきたいと思ひます。

委員御指摘のように、昨年の四月の消費税の引き上げの際におきましても全体として診療報酬の手当てをしていて、その配分が適切かどうかという御指摘かと思ひます。

マクロとしましては、私ども、医療経済実態調査などに基づきまして、医療機関全体の課税経費割合、そして仕入れに対する消費税の引き上げの影響というものを算出したしまして、全体としての必要財源というのを確保し、それぞれを、初再診料ですとか入院基本料などという形でまず手当てをさせていただいたという事実がございます。

その上で、配分あるいはそれぞれについて補填状況を調査すべきという御要望をいただいておりますので、私どもとしては、前回やらせていただいたのはマクロとして確保させていただいているということをお願いした上で、今後、その補填状況などの調査については検討してまいりたいというふうに思っております。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

税制改革基本法の第七条トというところに、医

療の関係についての条項があるわけでござい

ます。その中に幾つか課題が書かれておりまして、一つは、「医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をする」として、「云々とありまして、「医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。」というふうになつてございます。

この条項を踏まえまして、今般、消費税が五から八に上がる等々のときには、今申し上げたような、非課税に伴う問題をクリアするというところから、社会保険診療報酬についての仕入れ税額の相

当分の上乗せという形をやつてきたということでござい

ます。これから、今後どうするんだというお尋ねというところであれば、今後はどういふような検討方向かということかと思ひます。

先ほどから先生の御指摘の中にありますように、やはり医療関係者の方々から、このままの対応では、例えば高額な設備投資を行う医療機関では、なかなか補填が十分ではないのではないかというような視点などがあることも聞いておるわけ

でございます。したがって、与党の税制改正大綱、年末、二十七年改正でまとめました中にも、そうした問題意識を頭に置きながら、次のようなまとめになつてござい

ます。医療に係る消費税の税制のあり方については、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当額を見える化することなどにより実態の正確な把握を行いながら、医療保険制度における手当てのあり方の検討等とあわせて、関係者の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得るということ

でございます。恐らく、多角的な議論をしなければならぬということ、こういうふうになつていくということ、ござい

ます。それから、課税化になりますと、例えば小規模の診療所におきましては、免税事業者が多いわけ

ですけれども、納税事務をどうするかとか、さまざまな論点も出てくるんだらうと思ひます。そのあたりも含めて、どういう問題が生じるかということもきちつと整理をしなければならぬというふう

に思ひます。いづれにしても、今申し上げましたような二十七年改正の大綱の趣旨を踏まえまして議論を進めていくということにならうかと思つておりま

す。○古本委員 あわせて、車体課税の話もあるわけなんです

が、きょう、十六ページ、十七ページ、十八ページに、今回の二七改正の政府原案におけ

ます法人税関係以外の租特、いわゆる、与党で電話帳でチェックするといふものですね。各業界の要望を受け入れていろいろやるということ、業界のみならず、いろいろな地域の声を聞いてという

ことなんでしょうけれども。これは、黒三角が政策減税です。そして、プラスと書いていますのが政策増税です。したがつて、最終的なネットは、トータルで五兆九千億円の政策減税をする一方で、十八ページです、一兆七千億円の政策増税をかけ、ネット四・二兆円の政策減税を入れる、これがこ

のし規模感です。大玉を見てみると、どれかという、プラスとつてい

るのがあるというの、実は与党の先生方も余り知らない。プラスになつてい

るの、実は与党の先生方も余り知らない。プラスになつてい

るの、実は与党の先生方も余り知らない。プラスになつてい

るの、実は与党の先生方も余り知らない。プラスになつてい

るの、実は与党の先生方も余り知らない。プラスになつてい

るの、実は与党の先生方も余り知らない。プラスになつてい

るの、実は与党の先生方も余り知らない。プラスになつてい

るの、実は与党の先生方も余り知らない。プラスになつてい

るの、実は与党の先生方も余り知らない。プラスになつてい

るの、実は与党の先生方も余り知らない。プラスになつてい

すい例だと思ふんですよ。ことし一年何とか景気浮揚だと思ったら、エコカー補助金というのは有効だったかもしれないね。あるいは、エコカー減税というの、つまみ食いのいいいかもしれせんね。

そもそも制度として、これ以上車が売れてもらうては困るんだと。道路建設促進目的もあつたと思ふですよ。でも、日本全国津々浦々、舗装率九〇%を超えている中でこれ以上つくつてどうするんですか、少子化が進んでいく中で。その上を走っていく人間、人口が減っていくんですよ。若い人は今、免許を取ったつて、自転車でもいいと言ふんですよ。これだけ保有コストが高くてはならぬということ、根本から、国家二十年、三十年、いや四十年ぐらいの計に立つて、思い切つて政策減税を入れたんじゃないですか。

これは根本的な自由民主党と民主党の税の考え方の違いだと思ふんですけども、いかがでしょう。

○古川(元)議員 今、古本委員から御指摘がありましたように、自動車に相当な重課をされてきた歴史というのは、これはもとをたせば、自動車を持つているとぜいたく品だとか、やはりそういうところからあつたんですけれども、今や自動車はまさに生活必需品、特に地方になればなるほど、今、公共交通機関などもほとんど廃止されておりますので、これはなくてはならない存在になつていくわけでありまして。にもかかわらず、さまざまな理由づけ、あるいは一度かけてきたからというのでずつと続いてきた。

そして、本来であれば、自動車取得税などのものは、昭和六十三年に消費税の導入が決まつたときに同時に廃止をされなければ、消費税は二重課税のようなものでありますから、そうしたものが残つてきたわけでありまして、私どもとしては、今や自動車というのはいくら品ではなくて生活必需品である、そうした観点から、自動車の関連諸税を簡素化する。

私も、同時に消費税以外で個別の間接税をかけ

の場合には、グッド減税、バッド課税という考え方。これは、環境に負荷をかけるとかあるいは健康に悪いとか、そういう新たな時代の中で、課税に根拠がなくて税金をかけるというのはやはり好ましくないわけでありまして、今の重量税のよなものは、もともと今の古本委員の御指摘のよなものと、あるいは道路建設のため、そういうところであつたわけでありまして、そういうと別の理由づけがなければならぬ。

そうした観点で、古本委員にも大変御協力いただいて、私ども、重量税のグリーン化というものも進めたわけでありまして、今後とも、私も進めたいわけでありまして、生活必需品であるという観点から、自動車ユーザーの負担をできるだけ少なくする。そうした観点に立つて、しから、今、温暖化問題とかそういうものもあります。我々の政権のもとでも温暖化対策税というよなものを導入いたしました。

そうした観点から、国民の皆さん方、納税者の皆さん方にも納得していただける、理解のいただける、そうした範囲で御負担をお願いするもの、やはり基本的には、自動車についての税負担というものは、生活必需品である、そうした観点に立つてできるだけ軽減をしていく、そうした方向性をこれまでもしっかり私も実現してまいりましたし、追求してまいりましたが、これからそうした方向を目指してまいりたいというふうに考えております。

○古本委員 ある自民党の大物の方から、我が自由民主党は、一円でも自動車減税する財源があるならば一メートルでも道路をつくつてみせると。これを、道路調査会長ではないですよ、ある方から言われたときには、根本的な税の考え方の違いを感じましたね。

やはり、道路特財というものをづくり、そしてそのための財源の根拠として揮発油税、取得税、重量税、地方税もありますけれども、創設してき

て今日に至り、ある一定の役割を終えたら改廃をしていかなければ、この租税というのは政策減税も政策増税ともにワークしない、機能しない、活性化しない、新しくならないと思ふますね。

きょう、牛の減税は特に踏み込みませんけれども、ここに出ていられるとおりですよ。なぜか牛の売買をしたら減税になるんです。いまだに残つていますね。

さて、もう一つの大きな課題、軽減税率の話。きょう、資料の三ページに、大変懐かしい資料を引つ張り出してきました。平成元年に消費税が導入された際に、間接税たる物品税が廃止されました。そのときに残されてしまったのは、不動産取得税とか自動車取得税なんだろうと思ふます。これは間接税ではないという整理を皆さんはするけれども、一般国民にしてみれば、消費税以外にかかつていられる税ですよ、不動産取得税。そうすよ、国交省。消費税以外にかかつていますよ。

きょうも別の目的で経産にきていたでいて、出番がちよつと今のところなくて申しわけないですけども、消費税以外にかかつていられる取得税、自動車取得税、これは間接税じゃないという整理を言うんでしようけれども、かかつていますよ。国民にしてみればそう感じますよ。

この物品税、何と、昭和十二年の八月、支那事変戦費調達目的で創設されたんですよ。昭和十二年ですよ、麻生さん。そのときの根拠は、戦費の調達を第一義とし、同時に、しやしい的、大変難しい字を書きますけれども、奢侈的消費抑制、豪華なもの抑制。販売抑制の思想はここから来ているんですよ。まさにここから来ているんですよ。

そして、その戦争をやつていられる折から、豪華なものを抑制しようという理屈、販売を抑制しようといながら、戦費がどんどんかさんでいく中で、これを財源にしよう途中から財源目的に変わり、最初は十品目だったのが、わすか七年後の昭和十九年、もう戦争末期、大変な塗炭の苦しみ国民が味わつていられるときに百四品目にふえたん

です。最初、レコードがぜいたく品になつたんですね。

若干意地悪質問かもしれませんが、主税局長、御存じでしたら。当時、レコードといえは懐かしいですね。「黒ネコのタンゴ」は課税でしたか。「およげ！たいやきくん」は課税でしたか。もし違いが御説明できるんでしたら、どうぞ、通告していませんけれども。

○佐藤政府参考人 技術的な問題でございます。

レコードが物品税発足当時から入つていたことは、資料で見つて知つておつたという程度でございます。

それで、私もいろいろ思い起こすところ、この物品税にどういふ品目を対象とすべきかという議論は、それ以後、いろいろな形でなされたということですよ。

今先生からお話があつた、歌謡曲か童謡かというところで、同じレコードでも、童謡をレコーディングしているレコードと歌謡曲をレコーディングしているレコードは同じか違うかということ、童謡ということであれば非課税という扱いだつたと思ふます。その辺の論争があつたということ、物の資料を見て読んだ記憶がございます。

○古本委員 「およげ！たいやきくん」は教育的観点ということで非課税、「黒ネコのタンゴ」は課税だつたそうです。

せつかくですから、中原局長、記憶はありますか。今僕が言つたことは正しいですか。どうぞ。

○中原政府参考人 お答え申し上げます。

全く記憶にございません。

○古本委員 では、ここで真打ち登場ということ、大臣、御記憶はありますか。

○麻生国務大臣 戦後生まれの人に聞いても無理だろうなと思ひながら聞いていましたけれども、レコードといつたつて、今どきこんなレコードを覚えていられるやつはいませんからね。だから、皆さん方の世代ではみんなこれではない世代だと思ひますが、我々の世代はこれですから。

だから、その意味では、今言った意味で、あのときは、軍歌もたしか違ったと思いますね。童謡と歌謡曲だけ分けたのではなくて、軍歌もたしか違ったと記憶します。どうやって分けたのか非常に不思議なぐらいに分けられた。結構、戦後、何だかんだ言いながら続いたような記憶があります。

○古本委員 事ほどさように、ちなみに、物の本によれば、「たいやきくん」は非課税だったそうです。「黒ネコのタンゴ」は課税されたそうです。めくっていただいて、四ページ。ゴルフ用品は課税でテニス用品は非課税、サーフボードは課税でスキーは非課税、さらに、コーヒーはなぜか課税されているけれども紅茶は非課税。

これは、当時の自由民主党税制調査会は沸き立っていたと思いますよ。税の利権、陳情の度合い、頭の下げ度合いで、場合によってはパーティー券の買いぐあい、いろいろなことで税が動いたと思いますよ。(発言する者あり)

古川提出者、ど真ん中にいらつしやつた古川提出者として、こんな物品税の、もとに戻る軽減税率なんて絶対やっちゃだめだと思ふんですけれども、いかがですか。

○古川(元)議員 まさに物品税、何を課税にするか非課税にするか、この区分けができないという限界が、消費税の導入というのに至つた一つの大きな要因であつた。これは、自由民主党ですつとこの税にかかわつてきた方から私も聞いております。当時、私もその一番末端にありまして、そのことは実感を感じておりました。

ですから、軽減税率を入れる、複数税率を入れるということ、これは消費税のあり方、根本に大きな制度変更を行うことになつて、結局、個別物品税のときにあつたさまざまな問題、そして今、古本議員から指摘があつたような疑念、そうしたものを生み出してしまふ。まさに、納税者の視点に立つて、公平で透明で納得できる税制というものは真逆のそうした形になつてしまふ。そうした観点からも、私どもとしては、低所得

者対策は、複数税率によるのではなくて、消費税額を還付するという形の給付つき税額控除の方向を考えていくべきではないかというふうに考えております。

○古本委員 簡素な給付措置というものを当時決めたんですね。こういう税戻しには番号が要ります。それから、軽減税率にはこういうリスクがあります。税の先祖返りを招いてしまふ。したがって簡素な給付措置、今、臨時福祉金ですか、この給付状況について、済みません、僕の配分が下手くそだったので、簡潔にちよつとお願いしたいんです。

○谷内政府参考人 お答え申し上げます。臨時福祉給付金の支給実績でございますけれども、一月末時点で公表されているものでございまして、金額ベースでは合計で二千四百八十六億円となります。

○古本委員 これを充実していくという選択肢だつてあると思うんですね。お互いいがみ合つているのもいいですけども、やれ軽減だ、戻し税だというのもありますけれども。

これは、毎年、民税非課税世帯に新たに入った人がまた新規で申請できますよね。たまたまことしはリストラされて給料が入らなかつたという人はまた申請しますよね。

○谷内政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたのは二十六年度分でございますけれども、二十七年分につきましても二十七年年度予算で措置されておまして、ことしの住民税確定以後に申請いただければ、予算が通つた後、また支給されるということになる予定でございます。

○古本委員 時間が参りました。

大臣、事ほどさように、きょうはやれなかつた部分も大変多いんですけども、税制は与党だけで決めて押し切るといふのが長い文化だつたと思うんですけども、三党で協議して進めていくというのが一つの枠組みでした。当然、今、次の他会派、維新さんもういらつしやつていますけれど

も、これを国会で議論していくというのは、すぐ一つのアイデアだと思ふんですね。

例えば、大蔵委員会に常設委員会でも小委員会をつくつて、大臣の出席は大変だと思ふので、議員同士が、そんな根も葉もないことを言うものじゃないと先ほどやじもいただきましたけれども、お互いにそういう議論をやる場をつくつた方がいいと思ふんですね。

そういう意味では、大臣は政府の立場ではありますけれども、そういったものを設置した場合に参考人として、多分、局長なんて忙しいでしょうから、課長級あるいはもつと若手が来て、ファクトを伝えていただく係でやればいいと思ふんです。

そういうことをお互いに議論を深めずして、この消費税にまつわる多くの課題はわずかこの十時間やそこらの議論では解決できない、私はそう思うし、そのことが、多く国民との共有というものなんて難しいと思ふんですけれども、最後にそれをお尋ねして、終わりたいと思ひます。

○古川委員長 麻生大臣、時間が来ておりますので、簡潔に答弁願ひます。

○麻生国務大臣 一番大事なものを一番簡潔に言わないかぬことになりましたので、そういう質問の仕方に問題があるとは思ひますけれども。

これは、簡単に言えば、国会の中で決めてもらわなければならないですね。一番簡単に言えば、そういう答えになりますよ。大臣に聞くべきじゃなくて、委員長さんや何やらにお聞きになつていただいた方がより簡単なのであつて、税というのは国と言つてもいいぐらいで、租税法主義というのが決めてありますので、そういう意味では、真摯な議論というものが国会でなされるというのとは基本的に正しいと思ひます。

○古本委員 終わります。ありがとうございます。

○古川委員長 次に、伊東信久君。

○伊東(信)委員 維新の党の伊東信久でございます。

今日は、所得税法改正案の質疑ということでございます。麻生大臣初め関係者の方々に御出席をいただいております。

私の持ち時間、今日は六十五分ありますが、実のある議論ができますように、ぜひともよろしくお願いしたいわけなんです。

実のある議論といひますのは、今回の所得税法改正案、時代時代に應じて、そのときの経済情勢に應じて改正していくということですけれども、目的としては、財源をしっかりと確保することだ、その財源を何に使うかということ、社会保障関係費ということも一つのテーマである、目的であると思ふんです。

私も、現在も医療の現場において、具体的に、首とか腰のヘルニアを患つていらっしゃる方々の治療に励んでおります。もちろん、日曜日とか祝日、地元に行つていないときなんですけれども。手前みそですけれども、何でもこんなことができるかというと、私のレーザー手術というのは十五分で終わつちやいますので、入院とかがなく、先ほども民主党の先生がベッド数のことで軽減税率、ゼロ％税率の話をしていましたけれども、私の場合は日帰りの治療で済んじやいます。手前みその話なんですけれども、大阪において、元ボクサーで今タレントさんの赤井英和さんというのは浪速のロッキードと呼ばれていて、辰吉丈一郎さんは浪速のジョーと呼ばれていて、私は一応、浪速のブラック・ジャックと大阪では呼ばれてい

るんですけれども、ヘルニアの痛みとか、そういう苦しさを取り除くだけじゃなくて、人生においてさまざまな楽しみを取り戻すことができます。先ほどの古本議員のお話にもあつたんですけども、私の手術は大きなアメリカンがあります。それは自費診療ということなんです。保険の適用外でありますので、患者さんの負担が大きくなつてしまひます。しかしながら、自費診療ということとは健康保険の適用外ということで、年々肥大し続ける社会保障費の増加に私の医療行為は含まれていない、そういうことです。毎年一兆円規模で

増大する社会保障費が、日本の財政を残念ながら悪化させている一因となっていることは明らかでございいます。

話はちよつとかわるんですけども、先日、二〇一九年の日本のラグビーワールドカップの出場が決まって、いわゆる開催地について決定がございました。その中に、ラグビーの聖地である東大阪市の花園ラグビー競技場も見事に選ばれました。

またまた手前みそというか、ちよつと自慢になりますけれども、今から二十三年前の一九八二年、昭和五十七年に、私も全国高校ラグビーフットボール大会に、兵庫県の神戸高校というところなんですけれども、兵庫県の代表として出場しました。記録によると、そのときの社会保障関係費、一九八二年、昭和五十七年では九兆円になっています。

そこから、医者になって椎間板ヘルニアのレーザー治療をして、昨年お亡くなりになったやしきたかじんさんの椎間板ヘルニアを治療した二〇〇六年、この当時の社会保障関係費は二十・五兆円になっております。そして、私が国会議員に初当選した二〇一二年の社会保障関係費は二十六・三兆円でございます。そして、平成二十七年予算における社会保障関係費は三十一・五兆円と年々増大しております。

もちろん、高校時代、一生懸命ラグビーをやつて花園に出て試合をしている私は、その九兆円という社会保障関係費のことを実感しているわけでもなく、私自身も今グラウンドドクターも兼ねてやっているので、私自身も社会保障関係費は大事なことはわかります。しかしながら、今申し上げましたように、年々増大しておるのは事実でございます。日本の財政再建のためにはこの社会保障費の抑制が不可欠であるというのは、皆様も共通の認識だと思っております。

ここでお尋ねしたいのは、一年ごとに一兆円規模で増加する社会保障関係費を、財務・金融大臣としてどのように抑制していられるおつもりなのか。麻生大臣にお願いいたします。

か。麻生大臣にお願いいたします。

○麻生国務大臣 これは、伊東先生がおっしゃるように、国家予算九兆兆のうち三割が社会保障ということになって、しかも、保険ではとても賄い切れず、税金もというように、公費負担相当が約四割ぐらい、保険料は依存しておりますので、大きな金なんだと思いますが、やはり特例公債等々で先送りというのはいかかものかというところは、皆ほぼ同じ認識になってきておられるような感じがしますので、かつてみたいにわんわんわんわんということではなくてきた、私はそれはそう思っているんです。

公債依存度は二十七年で三・八%まで落としてきていますけれども、いずれにいたしまして、私たちがもうちよつと後の世代の、いわゆる団塊の世代と言われる方々が七十五歳になられるのがオリンピックの二〇二〇年ということになるので、そうするとやはり、受益と負担のバランスのとれた社会保障制度というのを今後構築していくことにならないといかぬことなんだと思います。

これまでの安倍政権の中でまずやらせていただいたものは、いろいろ、まだ時間があれたと思いますが、三つやりまして、生活保護の見直しがつづです。これは約六・五%ぐらい、この三年間で減つたと思います。診療報酬の改定もさせていたでいて、平成二十六年度予算でいきますと一・三六%の引き上げ、診療報酬本体に戻さずという形にさせていただったり、平成二十七年ではいわゆる介護報酬の改定というのを、二・二七%などの改革をさせていただいております。

いずれにおいても、こういったようなことではなくて、少子高齢化というものが進んでいきますと、これは間違いなく、先ほど間接税の話も出ていましたけれども、働いておられるいわゆる勤労世代が減つてきて、そうじゃない世代がふえてくるということになりますと、どう考えたって社会保障というものは高齢者になればなるほど高くなりますので、いろいろなことを考えていかないといけない。今のような、現象面だけよこちよこちよこちよこちやなくて、全体を考えないといかぬところまで来ている、私はそう思つて、同じ七十歳でもびんしゃんしているのとおれば、私はもう七十五歳ですから、後期高齢者ですからね。だから、小学校の同窓会なんかに行けば、テレビでしょつちゅう見ているので、太郎、元気かと言われても、声をかけた本人は、ほぼ原形をとどめないような顔に変わっている人。全くわかりませんものね、これじゃ、声をかけられても、知つたふりはせないかぬし、本当に困るほど違うんですけれども。

しやんしやんしているのもしやんすよ。すつと歩いていくのもしやんし、全く、あんなに元気だったやつがというのを見ますと、やはりそういう健康年齢の高い人がふえる比率という形を考えると、そういう全体で考えないと、長野県の佐久記念病院の話や何やら聞きますと、一人当たりの医療費は全国平均で多分今でも最低になっておると思います、一番最高のところと比べて半分ぐらい違いますので。そういった意味では、やはり全体で考えねばいかぬ問題というのは非常に幅広くいろいろある、私どもはそう思つて、これはすごく大きな問題だと認識をいたしております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。大臣も先ほど、現象面を捉えるんじゃないで全体をとらえていたでいて、医療の世界でも、血が出て、血をとめるのは当たり前前だけれども、何で血が出てくるか、けがをしているのか、そもそも血がとまりにくい体質になっているのか、対症療法というんですけれども、その場その場じゃなくて全体を見るというの、大事なところ、まさしく日本の財政の病に關しまして、全体を見ることも大事だと思っております。

ただ、まさしく昨年末の総選挙の前に、この財務金融委員会が麻生大臣に、同じような、社会保障関係費の抑制についてお尋ねしたときに、これは別にあのときの答弁がどうだったと言っているわけじゃなくて、いろいろな質問に答えて、そのうち消費税の増税を延期することは現時点では考えられないと、お立場もあつてそういった答弁だつたと思つて。

では、逆に考えますと、財源として、社会保障関係費の財源をということで消費税増税があつたと思つて、一方では社会保障関係費を削減しなければいけないけれども、かいつて社会保障の充実という意味も考えて、抑制、抑制と我々そして私も申し上げますけれども、この現在の状態で社会保障関係費の財源としては大丈夫なんですか。そのあたりを関係者にお答えいただければと思つて。

○麻生国務大臣 大丈夫なんですかという、その大丈夫の定義が物すごく難しいと思つて、それが、全てが今のままでいきますと、人口構成、人口減、それから少子高齢化という点だけが変わつていくことは間違いありませんので、その点からいけば、極めて大丈夫ではないということだと理解をしております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。もちろん、大丈夫なんですかと御質問すれば、大丈夫じゃないとお答えされると予測してお聞きしたわけなんですけれども、いずれにしても、財政再建のために社会保障費の削減は避けて通れない。つまり、入つてこないのであれば、出る方を考えていこうよということ、これは正しいことだと思つて、入つたとしても、無駄な歳出があるのであれば、それをみんなで考えていこう、そういう時代になっていると思つて。

社会保障と税の一体改革の中でも常々議論、昨年議論になったんですけども、後発医薬品、つまりジェネリック医薬品の使用促進というの、大きな柱となっております。現在、ジェネリックの医薬品というのは社会保障費の削減に大きく貢献していますし、今後その割合をふやしていこうという答弁は、昨年、解散前の臨時国会におい

て麻生大臣にもいただきました。

ジェネリック医薬品というのは、いわゆる化学的な結合でつくられている、そういった薬剤に対しての後発品ということなんですけれども、今現実には世界のベストテンのうち七品目入っているのがいわゆるバイオ医薬品と呼ばれるものでありまして、一つ一つの単価が非常に高いわけです。バイオ医薬品自体、非常に副作用もなく、効果もあるということで注目されているわけなんですけれども、このバイオ医薬品と普通の医薬品というのは別物として捉えられております。

このバイオ医薬品の後続品であるバイオシミラー、先日の予算委員会でも塩崎厚労大臣にも質問させていただきました。バイオ医薬品の後続品であるバイオシミラーもジェネリック医薬品と同様に社会保障費削減に貢献できると考えているんですけれども、財務省としてはどのようにお考えか、もしくは麻生大臣はどのようにお考えか、お答えいただければと思います。

○麻生国務大臣 ジェネリックの中でも、高分子、低分子、多分その分け方になっていいるんだと思いますが、その程度の知識しかありませんけれども、多分、バイオに似ているからシミラーなんでしょうね。そういうような、バイオ医薬品の後続品ということになるんですが、日本においては、これはジェネリックということで分けないで、一分類で分けてあるというのは事実そうなっております。

これにつきましては、後発医薬品の普及というのは、アメリカでも九割ぐらいになっていいると思うんですが、日本はついこの間まで四割ぐらい、それが少し上がってきたので、今六十幾つまで上がってきたかと思えますけれども、それでもまだまだだ。そういった中であって、バイオシミラーの方につきましては、普及はさらに低いということにはつきりしております、日本の場合には。

そういったしますと、日本としてもさらなる普及というのをやっていく必要に迫られているのは

はつきりしている、私どもはそう思っており、これに対する抜本的な対策というのを考えないか。これは主に厚生省がおやりになるんだと思えますけれども、私どもにとりましては、その方が効果があつて、がたつと下がるというのでは、これは極めて大きい意味を持つと考えております。

○伊東信委員 先ほど、高分子と低分子とおっしゃっていただきましたけれども、まさしくそのとおりで、簡単に言うとう、分子ですの目には見えないですけれども、これぐらいの粒がこれぐらいの大きさ、それぐらいの差、大きさの違いがあります。

シミラーという言葉、似ているとおっしゃいました。まさしくそのとおりで、あえてジェネリックという言葉を使わず、バイオ、生物に似ているという表現を使っているわけなんですけれども、あえてこのバイオシミラーを分けているところを御理解いただければと思います。

通告もしていませんので、質問もしませんけれども、先ほど、ジェネリックは海外では九割、これは数の問題だと思ふんですね、日本は四割から六割に上がってきていると思ふんですけれども、医療費においてはほとんど、バイオシミラーが薬の中で占めている割合が大きいわけですね。

これはなぜかという、生命にかかわる疾患を扱うときに生物製剤を使うからです。がんの免疫療法であったり、成長ホルモンであったり。免疫抑制剤というのがあります。免疫抑制剤というのはリウマチなんかで使うものなんですけれども、その免疫抑制剤が必要なのが、有名なところでクローン病であったり、潰瘍性大腸炎であったりするわけですね。ですので、本当に、安倍総理なども潰瘍性大腸炎の治療で生物製剤を使うのであれば、このバイオシミラーも考慮していただきたいと思っております。

先ほど、同じ世代の人間にもいわゆる健康寿命というのがある、すごく元気な人も、ちよつと残念ながら衰えてはる方もおられるとおっしゃいましたけれども、やはり、元気であれば働く意欲

もあつて精神的なので、金銭面という収入面でも違いというのは残念ながら出ています。社会保険ですので、それをカバーするために高額医療というのがあるわけなんですけれども、現実、ジェネリックで安くすれば患者さんの負担も少なくなるということがあるんですが、バイオシミラーの場合は、生物製剤はすごく高額ですので、バイオシミラーにして減つても、高額医療費を超えてしまふわけですね。だから、患者さんの負担というのは変わらないんですよ。

だから、まさしく大臣には現象面じゃなくて全体をとらえておっしゃっていただいたので、こういった制度のことがあつてバイオシミラーというのは注目されていらないというの、ここでもちよつと御理解いただければ幸いです。

この話をするとちよつと長くなるので、バイオシミラーの話はこらでおさめまして、ここからはNISAについて御質問させていただきます。昨年、イギリスのISAの日本版として創設されたNISAですけれども、発売された当初と発売される前は割と期待もされていいたんですけれども、残念ながら、期待したほどの成果を上げていないように感じます。

NISAは、二十以上の人が証券会社や銀行に専用口座をつくと、通常だと源泉分離課税二〇%が課せられるところ、配当金や売却益にもこれが課されないというものです。このNISAの役割というの、今まで株式市場にかかわりがそんなに深くない個人と特に若い世代の方々、若い人たちが投資を始めるきっかけになればということでしたけれども、NISA口座を開いた人のうち、若いと言われる二十代から三十代の割合は何と二〇%以下。若い世代の投資に対する関心の低さというの、今回のNISAの導入によって明らかにしたのではないかなと思います。

仮にNISAに興味を持ったとしても、やはり二十代の方は、三十代の方もそうなんですけれども、ネット世代と言われている、ネットにな

るようです。NISAの口座というのは、窓口に行つて、本人確認のために住民票というの必要になつてくるので、ネットとかに比べて面倒くさい、住民票もとりに行かないといけない、そういった声も聞かれるのも事実です。

ただ、NISAの専用口座自体は、初年度の目標を大きく上回る八百万件を超えております。しかしながら、実際には、投資に使われない状態の、いわゆる休眠状態の口座が半数を超えて、稼働率も五〇%を切つておつて、ちよつと言葉が悪いですが、二十代、三十代が二〇%以下というところは、四十代、五十代で、そもそも投資をされたり銀行や証券会社とふだんからおつき合いのある方が、担当の方とか銀行や証券会社とおつき合いで口座を作成しただけにすぎなかつたといった事実も多々あつたようです。ある意味いいことなのかもしれないけれども、投資初心者にとつては商品が余りに多過ぎて、何を買えばいいのかわからないといった声もあるようです。

さて、今回の法案の中にもありますけれども、現在五〇%以下であるNISAの稼働率を今後どのように上げていくのか。方針がとおりであれば、麻生大臣、教えていただきたいのですけれども。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。NISAの稼働率を上げる戦略についての問いでございます。

先生御指摘のとおり、口座数は八百万口座を上回りますし、買い付け金額も三兆円弱ということですが、伝統的な窓口営業を主体としている証券会社について見ますと、稼働率が約四五%ということは御指摘のとおりでございます。この稼働率を上げていく取り組みにつきましては、多面的な取り組みが必要かと思つております。どのような投資商品、金融商品を提供していくのか、また、それを投資家にどのように説明したりPRしていくのか。

また、投資家サイドについては、投資リテラシーあるいは金融リテラシーというものをさらに

上げていくような努力が必要かと思えます。従来、預金に何となく置いておいた、あるいは寝かせておいたということから、経済が正常に、緩やかなインフレになっていく、こういう経済が変わっていく中で、適切な資産分散のあり方というもの、これは投資教育とか金融経済教育というふうにも申していますが、こういったものに取り組んでいく必要があると思っております。

金融庁としても、金融庁が主催したり、あるいは他の方が主催されるものに共催、後援の形で、例えばシンポジウムやセミナーを開いたり、あるいはそれに参加したり、そういうことに取り組んでいって、いろいろな方をサポートしたり、あるいは、実際には、こういう投資教育に参加していらっしゃる方々の集まりなどがありまして、その方々向けに、金融リテラシー・マップといまして、さまざまな世代、小学生、中学生とか、それから、家計の設計からリターンとリスクの関係のよう、項目に分けて、勉強する、習得する目標のようなのを掲げていますが、そういったものを分類したものをみんなでつくって、それを参考にしたが、投資家あるいは消費者と接しておられる方々がそれぞれ創意工夫を凝らしてパンフレットや資料をつくって、セミナーなど、あるいは講師、講演などをしておられます、こういったことをサポートしているという状況もあります。

また、金融機関向けには、金融機関がNISAの趣旨にかなった商品をつくるように、監督指針、これは金融商品取引業者向けの総合的な監督指針という名前のものですが、これを改定しまして、そういう商品をつくることを奨励したり、あるいはその説明などについても、的確な説明をすることを求めています。

こういった多面的な取り組みが必要だと思えますし、地道な取り組みが必要だと思っております、それをしっかりと進めてまいりたいと思っております。

○伊東(信)委員 こういったものは、ミラクルメ

デイスン、特効薬はないと思うんですけども、当たり前ですけれども、地道にやっていくということなんだと思うんです、今の答弁をお聞きする

では、五〇%を切っている稼働率で、四五%だと今答弁いただいたわけなんですけれども、これは今の施策でどれぐらい上がると見込まれていいますか、もしくはどれぐらいを目標とされているんでしょうか。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。限度額というのを今設定しております。これまでのところは年間投資額百万円でございます。今、月々に投資する切りのいい数字ということで、百二十万に上げていただいております。これは、百二十万円が目標といえます。十万円という切りのいい数字で投資できる、こういう趣旨で制度変更をお願いしたものでございます。

目標といえども、それぞれの家計の資産状況、収入状況がまちまちでございますので、一律にこれを全部一〇〇%、改正後であれば百二十万円に持つていくということは、やり過ぎることではないかと思えます。むしろ、それぞれの方々のライフサイクルあるいはその人生設計に合った適切な資産形成をしていく。こうした中で、平均的には百二十万円、あるいはジュニアNISA Aも入れますと、それにプラス、一人のお子さんにに対して八十万円、こういったものを適切に組み合わせたいので、それぞれの方々に適した、ライフサイクルに合った資産形成に対するインセンティブとして機能していただけたらいいと思っております。

ちなみに、例えば、主要証券会社十社の稼働率ですが、年末時点では四五・一%というふうに公表されております。一月前の数字で見ますと四〇%でございます。これは相場状況もあるかもしれないけれども、一月で五ポイント上がっております。こういったところから聞こえてまいりますのは、相場状況や経済状況などである程度振

れるものであるということでございます。

要約しますと、マーケット状況などで振れる、もう一つは、それぞれの方々の資産形成、ライフサイクルに合ったものであるということ踏まえながら、我々も努力してまいりたいと思っております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。施策としては、それぞれよくわかるんです。四〇%から四五%まで五ポイント上がったというところもわかりますし、経済状況もよくわかるんです。

そんなに追及すべきものではないので、金融庁の方針としてお聞きしたいだけなんですけれども、特にこれは、何%とかという目標を決めなくていいと捉えているという解釈でいいんですか。稼働率が上がらない、休眠状態の口座がふえている、かつ、財政を、金融を、経済を活性化させるお金の流れをつくるという目的とお聞きしたんですけれども、そもそも、五〇%程度、五〇%以下というのは想定内の数字であって、あとは自然の流れに任せればいい、そういった解釈でいいんでしょうか。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。流れに任せるというよりは、むしろ能動的に私どももNISAの普及に向けて積極的に取り組んでいかなければならない、こういう責務を有していると思えます。

他方、先ほどの説明が不十分だったかもしれない、それぞれの方々の家計なり、国民の皆様方のライフサイクルや資産形成のあり方によってまちまちであるというふうに申し上げましたのは、この制度は課税の公平という観点から上限の限度額を設けております。

それぞれの家庭によつて、非常に大きな資産をお持ちの方であれば、この百万円、あるいは百二十万円というのは非常に小さな上限額ということになるかと思えます。こういった方々にとつては、適切な資産形成とか、あるいは、マクロ経済にリスクマネー、成長資金がめぐっていくという

観点からは、この百二十万円を超えて大きな金額が分散投資の適切な割合としてリスク資産に投資されるということが恐らく最適、望ましいのではないかと思われまして、また、非常に収入や所得、資産の少ない方にとつては、恐らく百二十万円、仮に手元に現金があつたとしても、現金や預金とリスク資産を適切に分散するという観点からは、上限額に満たないケースもあり得ると思えます。

そういうことで、全体がそういうふうな分布になつていく中で、よりマクロとして、全体として使われるように精いっぱい努力をさせていただきたい、こういうふうな考えでいる次第でございます。そういう意味では、能動的かつ積極的につかり取り組んでいかなければいけないというふうに思っている次第でございます。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。私も、積極的に取り組んでいないんじゃないかと指摘しているわけではなくて、何らかの数値目標があるのかという御質問でした。本当にまだまだNISA自体が課題を抱えているわけで、そういったことで質疑もさせていただいているわけなんですけれども、イギリスのISAも、きちんと根づくまでは十年以上現実にかつたようなんです、根気よくNISAを根づかせるために、さまざまな改良が必要であると考えております。

しかるに、申しわけない話ですけれども、私自身、今まで投資信託というのを本人としてはやつたことがなくて、財務金融委員会所属ということもありますし、NISAの口座を開いて身をもつて体験しようかなと考えておりましたが、まずは投資信託の本を購入しまして飛行機の中で一生懸命読んでいますけれども、商品が多過ぎることはもちろんのこと、口座を開く銀行とか証券会社でもやはり迷つてしまふんですね。

議員会館の中に入っている地下のりそな銀行のATMの近くに、NISAの口座、開きましたかというチラシもありまして、NISA自体が身近になつていく、そういうことは感じております。

昨年から始まりましたこのNISAなんですけれども、若年層を含む幅広い層への投資の裾野拡大が期待されておりまして、若年層の世代においては月々の給料から将来に向けた投資を行う、月々の積み立て投資は、投資時期の分散という観点からも投資リスクの分散に役立つと考えられます。

先ほどの御答弁で、今回の見直しにおいて限度額を百万から百二十万に引き上げることになったと。確認ですけれども、一カ月十万円掛けることの十二月というわかりやすい数字、そういうことでですね。積み立て投資を行う際の利便性を向上させて、中期的な投資を呼び込む効果があるということでした。

では、しかるに一方、現実はどうかという、現在のNISAの平均利用額は七十万程度と言われております。七十万程度なのに、利便性を考えて百万から百二十万に上げることに關して、やはり意味がないような気がします。

だから、NISAの稼働率が、しつこいようですけれども五〇％以下、平均利用額は七十万程度、限度額は百万なのにまだまだ枠は平均で三十万残されている、そのような中でNISAの投資枠を百万から百二十万に引き上げることについて利便性以外にも趣旨とか意義というのがあれば納得もできるんですけれども、もしそういった趣旨とか意義があればお答えいただけますでしょうか。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

平均いたしますと、先生御指摘のとおり、七十七万円前後という数字が出てまいります。これも対面営業を中心とする証券会社十社の数字でございます。全体の悉皆的な数字がなくて大変恐縮でございますけれども、ネット証券について、これはサンプル的にネット証券五社について、ネット証券ですと金額分布がわかるということで、過去、制度開始当初にお聞きしたことがございます。

時期的には、少し古くて恐縮でございます、二

十六年一月時点、三月時点という時点で見ますと、実は、ネット証券などで見ますと、八十万ないし百万、したがって、上限ぎりぎりあるいは上限いっぱい投資の方に大きなことがありまして、一月ですと三分の一、お客さんのうち三三、三％ぐらいが上限いっぱいになっていて、真ん中が少なく、また、十から二十万の間、一月当たり、百を十二で割りますと八万六千六百六十六円になりますので、そういった金額の前後の方々に山があります。

真ん中が少くないということでありまして、平均的に五、六十万とか、要するに、四五％、四十五万とか、あるいは七十七万とかいう数字というよりは、上限に張りついている方と、それから、この時点では非常に低い金額だったりとか、現在勉強中なり迷っている、あるいは、まだ投資の決断がつかないといったゼロの方、その両極で少し山がある、こういった状況でございました。

したがって、平均的にみんなが七十万ぐらいなので上限が使われないというよりは、そういった投資状況を見ますと、月々掛ける方には利便性を高めることによってそれなりの投資のインセンティブがある、上限いっぱいの方々で見ても若干の引き上げ効果がある、こういうふうなことは考えておりまして、さらにその投資状況を我々もよく見ながら、きめ細かい対応が必要だと考えております。

○伊東(信)委員 わかりました。平均の利用額は、いわゆるモードという山の頂点になっているというわけじゃなくて、ならして七十万程度というところ、上限を引き上げることによって、気持ちの喚起というわけじゃないですけれども、そういったような目的と理解いたしました。

若者への投資を喚起するという意味でのNISAなんですけれども、このたびの改正において、さらにジュニアNISAが創設されるようですね。ジュニアNISAは、若年層への投資の拡大、加えて、高齢者に偏っている膨大な金融資産を若年層に移転するような契機になるのではないかと理解しております。

改めてここでお伺いしたいんですけれども、ジュニアNISAの創設の趣旨と概要について御説明いただきたいんです。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

ジュニアNISAの制度創設の趣旨でございます。先生が先ほど御指摘のとおり、若年層の利用が一回ないし二割という状況にとどまっているというところであります。若年層を含む投資の裾野拡大に向けてさらなる取り組みが必要であるというふうに考えた次第でございます。こうしたことへの策の一つとして、未成年者にNISA口座の開設を認めるジュニアNISAというものを創設いたしました。若年層への投資の裾野の拡大のきっかけになるというふうに考えた次第でございます。

また、資金の出し手となることが想定されます親とかあるいは祖父母世代、高齢者の方々から若年層への、世代間の資産の移転ということも念頭に置いてあります。高齢者などに資産形成についてのアンケートをとりますと、どういうことにお金を使いたいですか、あるいは、そのために資産形成、貯蓄が必要ですかという問いに対して、自分の老後なり病気の心配といったことに次ぎまして、孫や子供へ何がしかの資産を残したいというものが高い割合で出てまいります。

そうしますと、現状でも預金という形で資産移転がかなりされているというふうな推測されるところでございます。こうしたお金が資産のまゝ、未成年ですと、能動的に何か働かかけないとする、そのまま預金や現金の形で眠っている、置いておかれるような形になっているところ、こういった制度をもちまして投資へのインセンティブを付与するというのが、資産形成にも結果的にプラスになると思えますし、あるいはマクロ経済に対しても、成長資金、リスクマネーの供給の拡大につながるのではないかと、こういうふうに考えた次第でございます。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。要するに、ジュニアNISAというのは、一に若い世代の投資家を生み出すということ、高齢者から若年層への資産の移転、そういった趣旨があるというふうに理解しております。

千六百万円を超える個人金融資産の約六割を六十歳以上の高齢者の方が持っていると言われております。高齢者の方から若い世代にお金の流れれば、若い世代の方に余裕ができて、消費がふえる可能性も確かにあると思います。また、若いときから投資に触れる機会ができれば株式投資に前向きな、まあ、無関心というのもあるかと思いますが、投資をするべき財源がなければ、機会というよりも、そういった気持ちも湧かないだろう、だから、このジュニアNISAによって株式投資に前向きな若者がふえる可能性もあると思います。

私は現在五十一歳で、息子が十五歳なので、五年、十年して、もしかして私も孫がでちゃうかもしれないんですけれども、これは可能性ですよ、おじいちゃん、おばあちゃんがかわいい孫のために資産を移転するための相続税対策にもなるのではないかと理解しておるんですけれども、私の友人、知人、もう既に孫ができています。その友人、知人もジュニアNISAに関心を持っている人が多いんですけれども、皆さんから口をそろえて聞かれることは、結局、ジュニアNISAの年間の八十万円の枠は、贈与税の非課税枠の百十万円の枠内に含まれているのか否かという事です。

一般の皆様にとつて、今、残念ながら表に出てくる資料からはよくわからないようなんですけれども、これは含まれているという理解でよろしいのでしょうか。

○三井政府参考人 お答え申し上げます。

先生の御指摘のとおりで、八十万円ということですので、各年の贈与税の基礎控除額は百十万円でございますので、その八十万円だけを例えば孫に贈与することであれば、この基礎控除額

内におさまることになるかと存じます。

金融リテラシーの向上はやはり大変重要であります。金融庁は、関係の諸団体や機関などと連携して、小、中、高、大学生、社会人、さまざまな年代別それから項目別に、最低限身につけるべき金融リテラシーの内容を具体化、体系化した金融リテラシー・マップを金融経済教育会議で作成しているようです。これも、金融庁だけでなく、関係団体、専門家の方々とともに議論、検討しながら作成したと聞いております。これらをベースにして、各年齢別にモデル事業を行ったり講師を派遣して講義をしたりと、さまざまな取り組みを行っているというのも聞いております。先ほどの御答弁にありました。

かなと思います。

麻生大臣、いい年こいて社会に出て金融の世界に行くということをおっしゃいましたし、そこでもなかなか勉強しづらいとおっしゃっていましたけれども、私、実は、医学部に行きながら経理学院に二年間通っていました。日商簿記、残念ながら一級までは国家試験と重なって無理でしたけれども、二級まで取っています。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。本場に、多少資産を持つているおじいちゃん、おばあちゃんはいらっしゃいます。お孫さんに資産を移転したいと考えているようなので、政府の意図と一致しておるんですけれども、やはり贈与税との関係をもう少しくクリアにできたらと思いますので、また御検討の方をよろしく願います。

金融リテラシーの向上はやはり大変重要であります。金融庁は、関係の諸団体や機関などと連携して、小、中、高、大学生、社会人、さまざまな年代別それから項目別に、最低限身につけるべき金融リテラシーの内容を具体化、体系化した金融リテラシー・マップを金融経済教育会議で作成しているようです。これも、金融庁だけでなく、関係団体、専門家の方々とともに議論、検討しながら作成したと聞いております。これらをベースにして、各年齢別にモデル事業を行ったり講師を派遣して講義をしたりと、さまざまな取り組みを行っているというのも聞いております。先ほどの御答弁にありました。

日本の場合、お金はとにかく現預金でじつと持っている方が多いということになっているんですけれども、今は全然金利がつかないわけですから、そういった意味では、お金をある程度持てば、その持ったお金を何に使うかという発想をきちんとして、そういったものでひとつ、投資というのはいくらでもあり得るものではないでしょうか。ちよつと思考回路がそういったような方に行くように、ある程度目を向けてもらうだけでもいいと思います。最低限身につけるべき金融リテラシーとか基礎知識みたいなものの内容をいろいろまとめて公表したところなんです。

麻生大臣、いい年こいて社会に出て金融の世界に行くということをおっしゃいましたし、そこでもなかなか勉強しづらいとおっしゃっていましたけれども、私、実は、医学部に行きながら経理学院に二年間通っていました。日商簿記、残念ながら一級までは国家試験と重なって無理でしたけれども、二級まで取っています。

先日の委員会におきまして、麻生大臣から御答弁いただいたんですけれども、若年層の金融教育が非常に大切だということは共通の認識だと思います。

その金融リテラシー・マップを拝見させていただきました。私が訴えていた金融教育に近いものがあると思いますけれども、このマップと実際の教育現場とかのかわりについてちよつと教えていただきたいんです。

さらに、これに基づいて、実際の教育の現場で各種の取り組みをやってみようと思つて、平成二十六年は二件実施させていただいております。高校などへの講師の派遣を毎年百件程度実施いたしておるんですが、高校ぐらいになりますと、パソコンフレットを配付したりなども実施しております。今後とも、若い人たちに、若いうちからこういったものに関心を持ってもらう、野球に興味を持つたのと同じように、こういったものに関心を持つてもらいたいというだけでも大いだと思います。私もとしては、今、日本の場合は非常に、個人金融資産というのは世界で一、二を争うほど皆持っておられるんですけれども、それが明らかに現預金に偏在し過ぎていいるかと思つて、五割を超えないというのは少々偏り過ぎていいるかなという感じがしないでもないかと思つて、その一部では、その金が生きてくることになるだろうという期待はしております。

ただ、医者仲間、借方、貸方とかバランスシートというのも全然話を通じないんですよ。今の同世代の開業医でも本当に税理士任せ。そういった点でもやはり一つ問題ではないかと思つたので、この金融リテラシー、教育現場の中で関心を持ってもらうというのは非常に大事なことであります。

今回のジュニアNISAはゼロ歳からです。その年代は相続税対策でありますけれども、中学生ぐらい、早ければ小学校の高学年ぐらいからは、お子さんによつては主体的に投資に向き合うこともできようかと考えられます。金融教育におきましては、投資ということだけじゃなくて、ややもすれば社会的な問題になるクレジットカードやローンについても金融教育は必要と感じております。

その金融リテラシー・マップを拝見させていただきました。私が訴えていた金融教育に近いものがあると思いますけれども、このマップと実際の教育現場とかのかわりについてちよつと教えていただきたいんです。

さらに、これに基づいて、実際の教育の現場で各種の取り組みをやってみようと思つて、平成二十六年は二件実施させていただいております。高校などへの講師の派遣を毎年百件程度実施いたしておるんですが、高校ぐらいになりますと、パソコンフレットを配付したりなども実施しております。今後とも、若い人たちに、若いうちからこういったものに関心を持ってもらう、野球に興味を持つたのと同じように、こういったものに関心を持つてもらいたいというだけでも大いだと思います。私もとしては、今、日本の場合は非常に、個人金融資産というのは世界で一、二を争うほど皆持っておられるんですけれども、それが明らかに現預金に偏在し過ぎていいるかと思つて、五割を超えないというのは少々偏り過ぎていいるかなという感じがしないでもないかと思つて、その一部では、その金が生きてくることになるだろうという期待はしております。

ただ、医者仲間、借方、貸方とかバランスシートというのも全然話を通じないんですよ。今の同世代の開業医でも本当に税理士任せ。そういった点でもやはり一つ問題ではないかと思つたので、この金融リテラシー、教育現場の中で関心を持ってもらうというのは非常に大事なことであります。

日本におきまして、お金について学ぶことに對して、嫌悪感といいますか、きれいなことじゃないように受け取られることもややもすればあるように感じております。しかるに、金融教育というのはやはり世の中で生きていく上で非常に大切なことでありますし、逆に、金融教育を経ないで社会に出てしまうマイナス面というののもきちつと考えるべきであると思つております。

○麻生国務大臣 今言われたように、「ナニワ金融道」が出たからあれですが、投資の話について、最近ですと、「モーニング」の藤田学園のあの漫画の話の方がよっぽど、投資に関しては漫画としてはよくできていますよ。僕はそう思います。あつちが金貸しの話ですけれども、こつちは金融、投資の話ですから。そういうものの方が、私は、子供にはすつと入りやすいところだとは思つていいます。

さらに、これに基づいて、実際の教育の現場で各種の取り組みをやってみようと思つて、平成二十六年は二件実施させていただいております。高校などへの講師の派遣を毎年百件程度実施いたしておるんですが、高校ぐらいになりますと、パソコンフレットを配付したりなども実施しております。今後とも、若い人たちに、若いうちからこういったものに関心を持ってもらう、野球に興味を持つたのと同じように、こういったものに関心を持つてもらいたいというだけでも大いだと思います。私もとしては、今、日本の場合は非常に、個人金融資産というのは世界で一、二を争うほど皆持っておられるんですけれども、それが明らかに現預金に偏在し過ぎていいるかと思つて、五割を超えないというのは少々偏り過ぎていいるかなという感じがしないでもないかと思つて、その一部では、その金が生きてくることになるだろうという期待はしております。

ただ、医者仲間、借方、貸方とかバランスシートというのも全然話を通じないんですよ。今の同世代の開業医でも本当に税理士任せ。そういった点でもやはり一つ問題ではないかと思つたので、この金融リテラシー、教育現場の中で関心を持ってもらうというのは非常に大事なことであります。

先日の御質問で申し上げたとおり、投資でいうと、麻生大臣から知つていいるよと御答弁いただいたコミックですけれども、「インベスターZ」、クレジットカードや消費者金融でいうと「ナニワ金融道」とか「ミナミの帝王」など、金融に関して、学校からではなくて漫画から知識を得ているのが現状である。これは事務所に来ているインタースタッフから聞いたんですけれども、

こういふものは、きちんとどこかで若いときに勉強しておかないと、いい年こいてから、いきなり帳簿の簿記なんかやつたつて、貸方、借方が全くわからない人がいざなりゼロからスタートするといふのは、頭がもう固まつていて無理ですから。比較貸借対照表つて何を比較するんですかね。言われても困るんですよ。だけれども、それを現実には知らないといふのもならぬから、もうちよつと、日本では、商業学校とかでない、普通高等学校じゃ簿記とかを教えてくれませんか、どうして早くこんなふうなものを、基礎的なところだけでもちよつと入れておかれたらどうかなと思つております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。「ナニワ金融道」といふのは投資ではなくてカードや消費者金融のことであつて、「モーニング」の「インベスターZ」、藤田学園が出ましたけれども、そういう学校があつて、その投資部というお話ということの説明していただいたと思うんです。

麻生大臣、いい年こいて社会に出て金融の世界に行くということをおっしゃいましたし、そこでもなかなか勉強しづらいとおっしゃっていましたけれども、私、実は、医学部に行きながら経理学院に二年間通っていました。日商簿記、残念ながら一級までは国家試験と重なって無理でしたけれども、二級まで取っています。

先ほど政府の御答弁にあつたように、いわゆる

日本におきまして、お金について学ぶことに對して、嫌悪感といいますか、きれいなことじゃないように受け取られることもややもすればあるように感じております。しかるに、金融教育というのはやはり世の中で生きていく上で非常に大切なことでありますし、逆に、金融教育を経ないで社会に出てしまうマイナス面というののもきちつと考えるべきであると思つております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。「ナニワ金融道」といふのは投資ではなくてカードや消費者金融のことであつて、「モーニング」の「インベスターZ」、藤田学園が出ましたけれども、そういう学校があつて、その投資部というお話ということの説明していただいたと思うんです。

麻生大臣、いい年こいて社会に出て金融の世界に行くということをおっしゃいましたし、そこでもなかなか勉強しづらいとおっしゃっていましたけれども、私、実は、医学部に行きながら経理学院に二年間通っていました。日商簿記、残念ながら一級までは国家試験と重なって無理でしたけれども、二級まで取っています。

先日の御質問で申し上げたとおり、投資でいうと、麻生大臣から知つていいるよと御答弁いただいたコミックですけれども、「インベスターZ」、クレジットカードや消費者金融でいうと「ナニワ金融道」とか「ミナミの帝王」など、金融に関して、学校からではなくて漫画から知識を得ているのが現状である。これは事務所に来ているインタースタッフから聞いたんですけれども、

こういふものは、きちんとどこかで若いときに勉強しておかないと、いい年こいてから、いきなり帳簿の簿記なんかやつたつて、貸方、借方が全くわからない人がいざなりゼロからスタートするといふのは、頭がもう固まつていて無理ですから。比較貸借対照表つて何を比較するんですかね。言われても困るんですよ。だけれども、それを現実には知らないといふのもならぬから、もうちよつと、日本では、商業学校とかでない、普通高等学校じゃ簿記とかを教えてくれませんか、どうして早くこんなふうなものを、基礎的なところだけでもちよつと入れておかれたらどうかなと思つております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。「ナニワ金融道」といふのは投資ではなくてカードや消費者金融のことであつて、「モーニング」の「インベスターZ」、藤田学園が出ましたけれども、そういう学校があつて、その投資部というお話ということの説明していただいたと思うんです。

麻生大臣、いい年こいて社会に出て金融の世界に行くということをおっしゃいましたし、そこでもなかなか勉強しづらいとおっしゃっていましたけれども、私、実は、医学部に行きながら経理学院に二年間通っていました。日商簿記、残念ながら一級までは国家試験と重なって無理でしたけれども、二級まで取っています。

先ほど政府の御答弁にあつたように、いわゆる

日本におきまして、お金について学ぶことに對して、嫌悪感といいますか、きれいなことじゃないように受け取られることもややもすればあるように感じております。しかるに、金融教育というのはやはり世の中で生きていく上で非常に大切なことでありますし、逆に、金融教育を経ないで社会に出てしまうマイナス面というののもきちつと考えるべきであると思つております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。「ナニワ金融道」といふのは投資ではなくてカードや消費者金融のことであつて、「モーニング」の「インベスターZ」、藤田学園が出ましたけれども、そういう学校があつて、その投資部というお話ということの説明していただいたと思うんです。

麻生大臣、いい年こいて社会に出て金融の世界に行くということをおっしゃいましたし、そこでもなかなか勉強しづらいとおっしゃっていましたけれども、私、実は、医学部に行きながら経理学院に二年間通っていました。日商簿記、残念ながら一級までは国家試験と重なって無理でしたけれども、二級まで取っています。

お尋ねの特例措置でございますけれども、これは初めて導入するということもありまして、人数をかなり、目の子の計算でしかできておりませんけれども、出国するときには出国の届け出を出すというようなこと、それから税務署に納税管理人を置くという届けを出すというようなことで、そういう納税管理人の届け出書であるとか、財産債務明細書の提出状況、きのう、必ずしも十分ではないと申し上げましたけれども、そういうものなどをかなり駆使いたしまして、本場に大ざっぱな感じでございますけれども、百人オーダーという感じだろうというふうには見ております。

ただ、これは、実際やつてみますとどういふことになるか、ちよつとよくわからないところがございますので、とりあえず目の子ということでお答えさせていただきます。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。

現実の数と見込みの数が違うのは間々あり得ることなんですけれども、百人オーダーでやられるということ、であるのならば、現実、追跡しやすいとか、そのあたりのことを期待しております。

時間も本当に押し迫つたので、もう一問御質問したいんです。こちらはキャピタルゲインというわけじゃないんですけれども、海外の話を出しましたので。

日本国内に居住したまま香港やシンガポールなどのいわゆるタックスヘイブンに赴いて金融機関に口座を作成し、投資を行っているという人もふえていると耳にしております。

ところが、これをいろいろネット上で検索してみても、実態はわかりにくくなっております。その中で、月々五万円の積み立てで自分年金をつくらうなどのうたい文句も見かけたりしたわけなんですけれども、そこには、積み立てた商品から得た金利には税金がかからない、かつ、複利で運用するので、月々五万円で、三十年間で一億の資産をつくることができるもありました。

これが課税逃れに当てはまるかはわかりません

けれども、近年、シンガポールや香港にて口座を開き、投資を行う人がふえているのは確かだと思えます。このような現状に対しまして政府はどのような御見解を持たれているのか、お尋ねします。

○菅原副大臣 今、伊東先生がお話しのとおり、今の租税条約上は、株式等のキャピタルゲインを売却した者が居住している国に課税されるとなっております。また、当方の考え方としても、国外で稼いだ所得についても所得税の課税対象とする、こういう所得税法の考え方を持っております。

ただ、今お話があつたように、シンガポールや香港、キャピタルゲインの非課税国に居住を移すなり、株式等を保有したまま出国して、これが未実現のものですと課税されないという状況があります。これを今回の改正案では、未実現のキャピタルゲインに關しまして特例的に課税をする、こういう法案となつております。

あわせて、イギリス、ドイツ、フランスでは非居住国においても課税をするという状況になつておりますので、そういう方向で進めていきたいと思つております。

○伊東(信)委員 ありがとうございます。簡潔にお答えいただきましたので、よくわかりました。本日は、NISA、ジュニアNISA、そしてキャピタルゲインに關しての課税の御質問をさせていただきます。

出国時の譲渡所得課税の特例に關しては、課税逃れを防ぐといった意味では課税強化でありまして、NISAに關しましては、高齢者層、若年層への所得の移転と若年層への投資の裾野の拡大という狙いのもとで非課税措置を行つて、部分部分をとれば、今回質問させていただいたことに関しましてはやはり必要な措置であると思ひます。

これらにあわせて、私が冒頭で申し上げましたバイオシミラーも日本にとつて大変重要な意味を持つておりますし、麻生大臣を初め財務省の皆様も同じ認識のことと存じ上げます。もちろんバイオシミラーは厚労省の管轄でありますけれども、

麻生大臣が所信に述べられた財政再建に必ず寄与することと思ひます。

財務金融委員会所属の一員として、財政再建に寄与することができるような積極的な提案を今後もやらさせていただきますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げますというのをもちまして、私の質疑を終了させていただきます。

○古川委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。所得税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

きょうは、まず、研究開発減税について伺います。本会議で、私は、消費税増税はやめ、大企業優遇税制こそ見直すべきだと求めました。租税特別措置の中で大企業優遇の最大のものは、研究開発税制となつております。研究開発減税の適用総額は、資本金十億円以上の企業が占める比率について、今世紀初めの二〇〇一年度と二〇一三年度について、それぞれ幾らになつていくのか、お伺ひします。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。お尋ねの研究開発税制に關しますデータでございますが、二〇〇一年と二〇一三年度、こういうことでございます。

若干申し上げますと、十年たつておりますので、制度がかなり変わつております。それから、サンプルといいますが、このデータのとり方も大きく変わつております。二〇〇一年当時は国税庁の会社標準調査というものでございまして、現在では租税特別措置の適用実態調査によつていふということですので、その制度もかなり違ふ、そういう前提でお聞きいただければと思ひます。

まず、二〇一三年度、足元でございます。租税特別措置の適用実態調査によりますと、適用総額が全体で六千二百四十億円、それに対して、資本金十億円超の法人及び連結法人の割合は九

一・八%ということでございます。

他方、二〇〇一年度でございますけれども、これは今申し上げました国税庁の会社標準調査に基づいたデータでございますが、適用総額七百七億円、資本金十億円以上の法人の割合は六四・六%となつてございます。

○宮本(徹)委員 今お話ししていただいたとおりですけれども、私、きょう、提出資料を、二つの統計をつなぎ合わせてつくつたものを出させていたいただきましたが、二〇〇三年度の税制改正で、財界が要望する法人税率引き下げのかわりに、新たに研究開発減税の総額型を設けたのを機に、減税額が一十億円を超え、その後、急増していくというふうになつております。そして、減税の恩恵も資本金十億円以上の企業にほとんど集中してきていくというのが、このグラフからも明らかということだと思ひます。

減税の恩恵の大半を一握りの大企業が受けているのが、この研究開発減税の制度です。減税総額は、二〇一三年度は三千九百五十一億円でしたから、一年で一・六倍、二千二百八十八億円も減税額がふえていくことになりました。

二〇一三年度から二〇一四年度にかけて、研究開発減税の減税額がふえた制度上の原因は何でしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のように、二〇一三年度から二〇一四年度にかけて、研究開発減税の適用総額が二億強伸びてございます。

その制度要因といたしましては、平成二十五年度改正におきまして、いわゆる総額型の控除限度額が、法人税額の二〇%というものから法人税額の三〇%に上乗せをされたということがあろうかと思ひます。加えて、恐らく、この時期、景気回復局面で、企業が投資を活発にしているといった事情も手伝っているのかなというふうと思ひます。

○宮本(徹)委員 景気回復の影響もあると思ひます。以上でございます。

すが、同時に、総額型の控除限度額を、上限を二〇%から三〇%に一・五倍に大きく引き上げたことが、減税額をふやす大きな要因となっておりま

さらに、二〇一四年度はまだ出ていないわけですが、二〇一四年度も、研究開発減税は二百七十億円積み増すという税制改正を行っているわけでありま

二〇一三年度の研究開発減税の減税額上位十社の減税額の合計と、十社が減税額全体に占める割合は幾らになっているでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。平成二十五年の租税特別措置の適用実態調査に基づいた数字でございます。

研究開発減税適用額上位十社の合計額が二千五百五十三億、適用総額が六千二百四十億でございますので、その比率は四〇・九%ということでございます。

○宮本(徹)委員 四〇・九%ということで、十社で減税額の全体の四一%も占めているということになります。

きのうの委員会の質疑の中でも、佐藤主税局長が、研究開発減税については一種の補助金だというふうに発言されておりましたが、一部の巨大企業に巨額の補助金が渡っているに等しい状況になつています。

研究開発減税は、本来国庫に入るべき税金を特別に減税しているわけですから、この原資は国民の税金だということを確認したいんですが、麻生大臣、どうでしょうか。

○麻生国務大臣 研究開発減税による、法人税収が減収となつたと言われている部分ということになるんだと思いますが、それは国民負担により賄われているということだと存じます。

この研究開発減税の利用によって企業が研究開発投資というものを活発に行うことになれば、それが結果として技術革新につながり、成長の原動力になつていく面もあるんだ、我々はそう考えておりますので、こうした政策効果について考慮に

入れて予算というものは編成されてしかるべきものだと考えております。

○宮本(徹)委員 麻生大臣からも、国民の負担により賄われているという答弁がありました。

私は、国民の税金を原資にして減税している以上、巨額の減税を受けている企業名は公開されてしかるべきだというふうに考えます。

ところが、適用実態調査の報告書には、上位十社のコード番号しか書かれておりません。麻生大臣、これは国家機密なのでしょうか。

○麻生国務大臣 今御指摘のあつておりました租税の適用実態調査の報告書におきましては、租税の利用状況を明らかにして政策の企画立案に役立てていくことを目的としておりますから、こうした目的に照らして、個別企業名まで公表する必要はないという整理が平成二十二年の立法当時からなされておりますのは御存じのとおりです。

一般論として、仮に国が個別企業の納税情報の公表ということになりますと、対象となります企業におきましては、価格交渉への影響、また競争上の不利益等が生じかねないことから、それを十分に上回る公益上の必要があるかどうかということの上から、我々は慎重な検討が必要であらうと考えております。

○宮本(徹)委員 国民の目からすれば、これほどの巨額な減税が行われているわけですから、さらに透明化されてしかるべきだというふうに思いますが、もともとこの法案をつくる過程では、企業名を明らかにしようという議論があつたというふうにも聞いております。

一位の十社で一千二百億円もの減税ということになつております。今回の予算案では、介護報酬の切り下げ、それから生活保護の切り下げがあります。この二つを合わせたら一千二百億円ということになります。ですから、削るところが全く間違つていないんじゃないかというふうに私たちは思っております。

私たちの機関紙のしんぶん赤旗が有価証券報告書と照らし合わせて試算したところ、一位の会社

はトヨタだと判明いたしました。しんぶん赤旗がトヨタの広報部にも確認しましたが、トヨタの広報部は、納税額の内訳については開示していないので答えられませんでした。否定はしませんでした。

麻生大臣、この減税額第一位はトヨタですよ。

○麻生国務大臣 先ほども申し上げたので、同じことを聞いておられるのだと存じますが、租税特別措置の適用実態調査の報告書に掲載をしております各租税の適用上位十社について個別企業名は公表していない、したがって、研究開発減税の適用額の第一位の企業についてもその内容は同じことであらうと存じます。

○宮本(徹)委員 先ほども言いましたように、やはりその企業名を国民は知る権利があると私たちは考えております。

週刊ポストの三月六日号には、富岡幸雄中央大名誉教授が有価証券報告書などから試算して明らかにした、研究開発減税の減税額が多い十社が出ております。トヨタ、武田薬品、デンソー、キヤノン、NTT、J R東海、第一三共、NTTドコモ、小松製作所、田辺三菱製薬と、名立たる大企業が並んでおります。私たちの党内でも調査した方がいらつしやいます。これと若干違う企業名が入つていたりもしますが、そのケースの場合。

どちらにしても、有価証券報告書をめくれば一定のことはわかるわけですが、めくらないとかわからないというのは本当におかしな話だと思ふんです。調べれば一定のところまで調べはつくわけですから、上位十社の企業名の公表ぐらい、ぜひ大臣の決断でやっていたきたいというふうに思いますが、重ねてお伺いします。

○麻生国務大臣 重ねてお答えいたしますが、個別企業の情報を公表することにつきましては、研究開発減税の適用額が大きい企業を対象を絞つた

め、競争上の不利益が生じかねないのではないかと、また企業側の理解が得られぬまま公表に踏み切れば税務当局への信頼や協力が損なわれかねないなど、いろいろな点について慎重な検討が必要であつて、研究開発減税の適用上位十社の企業名について公表するつもりはございません。

○宮本(徹)委員 企業イメージのことを言われますけれども、国民も物すごく関心を持つていらっしゃるわけですね。週刊誌のつり広告になつて発表されるようなことになつていくわけですよ。公表しないことが逆に企業イメージを損なつていくことになるんじゃないかというふうに思います。

私、調べてみましたら、トヨタから自民党の政治資金団体である国民政治協会への献金は、二〇一二年の五千四百四十万円から、二〇一三年は六千四百四十万円にふえているということでありま

す。研究開発減税がふえると同時にふえているわけでありま

す。ですから、事実上、減税分が自民党に還流しているというのと、構図としては、今、政治と金で補助金の問題になつていくのは同じ構図だというふうに思います。これを公表しないのは、こういう関係を隠したいんだというふうに批判されても仕方がないんじゃないかというふうに思います。

私たちは、研究開発減税は、中小企業への配慮は当然行いながら、大幅に縮小すべきだということとを主張してまいりました。

先ほど、政策効果も見てくれということを麻生大臣はおっしゃいましたけれども、研究開発減税を縮減しても企業の研究開発には大きな影響を与えないということも政府の調査で明らかになつております。

経済産業省が委託調査で行つた、研究開発減税の利用状況及び経済波及効果に関する調査の報告が昨年二月に発表されております。二回アンケートを行つております。

額型の控除上限が三〇％から二〇％に下がったときですが、その影響を聞いていたわけですね。アンケートの結果はこうです。必要不可欠な投資として継続すべきだから影響はなかった、六一・九％。全体で法人税額は減少するので影響はなかった、一五・〇％。一方で、研究開発投資が減少したというのは一・四％ということになっております。

研究開発減税で研究開発への投資が進むんだということを言われるわけですが、政府自身が行った委託調査でも、研究開発減税を縮減しても影響はほとんどなかったということでありました。企業自身は、競争の中で生き残りをかけて研究開発はしっかり行っていくことだからだと思えます。

そこで、昨年六月に政府税調がまとめた「法人税の改革について」がありますが、これを見ますと、研究開発税制の総額型についてはこう書いてあります。税率の引き下げに対応して大胆に縮減すべきであるとなっております。また、対象となる試験研究費についても、人件費、減価償却費や外部委託費などの算入を制限している諸外国の例も参考としつつ、対象の重点化を図るべきとされておりました。

そこで、お伺いしますが、現在の研究開発税制の法人税額の控除額の上限はどうなっているのか、そして、法改正が仮になれば、来年度、再来年度、そしてその先と、どうなっていくのか、お答えください。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

研究開発税制の控除限度額でございます。

研究開発税制は三種類ございまして、総額型、増加型、高水準型とございます。これらをまとめると、このことでお話をさせていただきませんが、現在のところ、総額型につきましては法人税額の三〇％でございます。加えまして、増加型または高水準型につきましては法人税額の一〇％ということでございますので、合わせまして、現時点では最大四〇％ということになってございます。

それから、今お尋ねがございました、仮に税制改正を行わなければならないという仮定のお話でございますけれども、それを機械的に落としますと、本年度末、二十六年度末には、総額型の控除限度額の上乗せ分、二〇％から三〇％に上乗せしているこの一〇％分が適用期限が参るということでございまして、それを踏まえまして、二十七年以降は、総額型については法人税額の二〇％、増加型、高水準型を合わせまして、全体として法人税額の三〇％となります。それから、増加型、高水準型についても、実は平成二十八年度末にまた適用期限が参りますので、仮に二十九年度以降これを廃止することになりますと、総額型のみが残ることになりますので、法人税額の二〇％というふうな流れになるということでございます。

○宮本(徹)委員 今御説明がありましたように、つまり、現在、税額の四〇％という控除額の上限が、法改正がなければ、この四月からは総額型の二〇％プラス増加型などの一〇％を加えての三〇％、さらに、二〇一七年度からは二〇％に下がるということでありまして、

ところが、今回の法案では、本来総額型は二〇一五年から二〇％になるはずだったものを、上限を三〇％に引き上げて、しかも、これまでのように期限を区切るというやり方ではなく、恒久措置にしております。

昨年六月の政府税調の報告を先ほど紹介しましたように、総額型は大胆な縮減を検討すべきというふうになっていたわけですが、これでは、大胆な縮減どころか、事実上の拡充になっているんじゃないでしょうか。

○麻生国務大臣 昨年六月に政府税調調査会が法人税改革に関して取りまとめた報告書、今言われましたが、このうち、研究開発税制のうち総額型の税額控除については、もともと平成十五年度の税制改革において、法人税率引き下げが見送られる中で導入された経緯というものを踏まえて、今回の法人税改革の中で、税率引き下げにあわせて

大胆に縮減すべきと提言されておる、今お話があつておるとおりです。

二十七年税制改正におきましては、総額型の税額控除の上限枠を中心として検討を行わせていただきます。税額控除の上限の総枠は現行の法人税の三〇％を維持しつつも、一般の研究開発につきましては、上限枠を五％圧縮して法人税額の二五％とし、他方で、共同研究などいわゆるオープンイノベーション型の研究開発につきましては、上限枠を別枠化して、法人税額の五％として、こちらに支援の重点をシフトするなどの見直しを行っております。

このように、今回の見直しは、一般の研究開発の上限枠を圧縮するなど、研究開発税制の縮減と評価できるものであつて、一定の増収が見込まれることから、縮減どころか拡充になっているという御批判は全く当たらないと存じます。

○宮本(徹)委員 全く当たらないという批判ですが、法改正しなければ、先ほど説明があつたとおり、二〇％に下がるどころだったわけですよ。それを、二五プラス五の三〇％にしているというのは、これは事実上の拡充じゃないかということを言っているわけでありまして。

なぜ政府税調が言っていた総額型の大胆な縮減がなされなかったのか、そこにはやはり経団連の要望があると思っております。

昨年九月、経団連が、平成二十七年税制改正に対する提言を出しております。その中で、研究開発税制についてはこう言っております。「平成二十六年度末に期限を迎える税額控除限度額の増引上げ措置(法人税額の二〇％から三〇％)や研究開発費の範囲も含め、現行制度を維持・拡充すべきであり、競争力強化に資するものは、本則で措置すべきである」という要望を出しているわけでありまして。

麻生大臣、結局、経団連の言っているこの要求に添えて、政府税調が当初言っていた大胆な縮減という結論がひっくり返つて、私の言っている事実上の拡充、つまり、総額型の控除額が、上限が

二〇％に戻らずに、三〇％が恒久化されるということになったんじゃないでしょうか。

○麻生国務大臣 法人税の改革の具体案を検討していく際に、財界の方にも課税ベースの拡大等による財源確保への協力を求めるため、さまざまなレベルでの議論を重ねてきたところです。

御指摘の研究開発税制につきましては、先ほども申し上げましたが、昨年六月の政府税調調査会の報告において税率引き下げにあわせて大胆に縮減すべきとされておりますが、他方で、昨年の九月に公表されました経団連の二十七年税制改正に関する提言では、現行制度を維持拡充すべきともされておまして、これはさまざまな議論がなされておりますのは確かであります。

こうした点につきましても、関係者において議論をいろいろ重ねた結果、与党における議論を経て、今回お示したような結論を得たというところでありまして。

○宮本(徹)委員 今お話があつたとおり、経団連の皆さんから要望をいただいて、結局、政府税調の結論がひっくり返つてしまったということだと思います。

私たちが聞いたところでは、当時の自民党税調では、研究開発減税の総額型の控除限度額については二つの案が示されていたというふうに聞いております。その一つには、原則である総額型の法人税額の控除額の上限は二〇％にするという案も示されていたということです。なぜこの案にしなかったのかと思ひます。

また、自民党税調では、研究開発減税の総額型について、適用期限を二〇一六年度末に設定してはどうかという提案もされていたというふうな聞き取りもございました。もしそれを行っていたら、それこそ二〇一六年度末で研究開発減税の総額型をやめて、そうすれば文字どおり大胆な縮減ということになつていたと思うんですね。ところが、この提案も、議論の中で採用されなかったということでもあります。本当に経団連の言うとおりになつてしまったということだと思います。

税務弘報という雑誌の三月号で、経団連の常務理事の阿部泰久さんが、二〇一五年度の税制改正の裏舞台について一部語っております。ちよつと長いですが、紹介いたします。

毎年の税制改正に当たり、法人税法案については、財務省が中心となり、あとは納税者代表として経団連が意見を出しています。検討過程では、経団連主要企業データと突き合わせてシミュレーションを行って、どれだけ制度を変えたら企業にどれだけ影響があるのかというのを当てはめていきます。

研究開発減税については、こう言っております。

問題になつていたのは、控除限度額の法人税額の三〇％を本則二〇％に戻すかという話で、一度は二五％という中間の数字で決まりかけたのですが、試験研究費については維持したいという意見があり、結局、今、総枠の中に入っているのを別枠に取り出して、それに五％の控除限度額をつけるということになりました。そうすると、二五プラス五で限度額は三〇のままということになるわけですが、自分たちと相談して、維持してもらったんだということを述べております。

そして、税制改正全体としてはこう言っております。

税率だけ引き下げても、企業の負担が減らないのでは困ります。今回は先行減税になっていきますが、とにかく実質減税を確保することが大前提として目指されています。先行減税分は二年間で二千億円という数字になっていますが、必要最小限という印象ですね。あえて点数をつけるなら八十点ぐらい、合格点かなという印象がありますというふうに述べられております。

税率は引き下げろ、課税ベースの拡大を言おうとしたらそれは縮小しろ、研究開発減税は拡充しろと。本当に、私たちからすれば傍若無人な、財界の側の要望はどんどん出して、そして庶民には消費税増税だということでありま。

結局、本当に、財界の要望を聞いて、こういう道をどんどん進めて庶民に負担をかぶせていくのは問題だというふうに思っています。

そして、中小企業への配慮は当然必要ですが、私自身は、政府税調も言っていた、研究開発減税の大胆な縮減に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

本会議で私、この点を質問したところ、安倍総理からは「引き続きさまざまな観点からその取り扱いについて検討してまいります。」という答弁がありました。

麻生大臣、総理の言われたこの「さまざまな観点」という中には、大企業優遇を正して研究開発減税をさらに縮減していくんだという観点は入っているんじゃないでしょうか。

○麻生国務大臣 法人税の改革につきまして、十八年度以降の税制改正において、課税ベースの拡大などを行いつつ税率を引き下げることにしております。総理も本会議で御答弁をされておりますように、研究開発減税につきましても、経済の好循環の定着状況などを踏まえつつ、引き続きさまざまな観点からその取り扱いについて検討していく考えであるということを言われております。

なお、研究開発減税につきましては、大企業優遇を縮減する観点からの検討を行うのかというお尋ねもありましたけれども、研究開発減税というのは、金額ベースで見れば大企業の利用が多くなっている一方で、件数ベースで見ますれば中小企業の利用が大企業の利用件数の約二倍になっております。もう御存じのとおりだと思っておりますので、必ずしも大企業だけが優遇されている状況にはなっていない、私どもとしてはそう考えております。

○宮本(徹)委員 ですから、私自身も、中小企業には当然配慮しながらこの税制の見直しが必要じゃないかということをご先ほどから申し上げているわけでありま。

税を縮減していくという観点は、今後のさまざまな検討をする観点の中に入っているんじゃないでしょうか。

○麻生国務大臣 先ほど申し上げましたように、さまざまな観点から検討するとお答え申し上げます。

○宮本(徹)委員 何か確認のようで、それ以上質問してもあれなので、次に行きます。

今回の法案では、研究開発減税の総額型での控除限度額三〇％というのは、二年限りの時限措置が、期限なしということでは三〇％ということになっております。

私は、恒久化というのは、これまで政府の税制調査会の言っていることと違うというふうに思っています。政府税制調査会の「法人税の改革については、租税特別措置の見直しの基準について、「基準一 期限の定めのある政策税制は、原則、期限到来時に廃止する」「基準二 期限の定めのない政策税制は、期限を設定するとともに、対象の重点化などの見直しを行う」ということになっているわけですが、これに反して、期限があつたものを、期限を今回なくしてしまったわけでありま。

これは麻生大臣にお伺いしますけれども、この総額型だけで三〇％もの税の控除を、今後、未来永劫続けるおつもりなんでしょうか、それとも引き下げていくことはあるんじゃないでしょうか。

○麻生国務大臣 研究開発減税について、二十七年年度の税制改正では、総額型の税額控除の上限枠を原則の法人税額の二〇％から三〇％へと上乗せする特例が期限を迎えるということから、一般の研究開発の上限枠を二五％とするなどの見直しを行ったところでありま。

これによつて一定の改革が実現したものと考えておりますが、現時点で具体的なアイデアでこうするというのはありませんが、今後、総額型のほか、増加型、いわゆる試験研究の増加額の一定割合を税額控除するというような増加型とか、高水準型、売り上げの一〇％の試験研究費の額の

一定割合を税額控除するといったような高水準型も含めた研究開発税制全般にわたつてさまざまな観点から検討を行つていきたい、いろいろ考えておるところであります。

○宮本(徹)委員 増加型、高水準型とあわせて、総額型も含めて検討を行つていくということですから、政府税調にも反するような方向で、政策減税の期限の設定をなくしちゃつたというのは直ちに見直していくことが必要だというふうに思っています。

次に、受取配当の益金不算入制度について質問いたします。

財務省の法人企業統計調査によると、今世紀初めの配当金の総額は四兆四千九百五十六億円でした。その後、配当性向がどんどん高まる中、二〇一三年には配当金の総額は十四兆四千二百億円というところで急増しております。当然、これに伴つて、企業が保有している株式から受け取る配当も急増しております。益金不算入額も急増しているということになります。

受取配当の一部を益金に算入する制度が始まつたのは恐らく一九八九年だったかと思いますが、この一九八九年と直近の二〇一二年年度について、受取配当の益金不算入額の全体の額、また、そのうち資本金百億円を超える法人、巨大企業が占める割合についてお答えいただきたいと思ひます。

○佐川政府参考人 お答えします。

国税庁の会社基本調査におきまして、受取配当の益金不算入額の合計額でございますが、今おっしゃいました一九八九年度は八百七十九億円、それから二〇一二年度は七兆四千四百八十二億円でございます。

また、一九八九年度におけます益金不算入額のうち、資本金百億円以上の法人に係る額の割合は六〇・二％、また、二〇一二年度におけます益金不算入額のうち、資本金百億円超の法人で連結法人を除いたものの額の割合が四〇・五％、連結法人につきましては四六・五％で、その両者を足しますと八六・九％となります。

○宮本(徹)委員 今お話にありましたように、この間、益金不算入の額は約九倍に大きく膨れ上がったという事になります。そして、資本金百億円の企業が占める割合も、六〇・二%から八六・九%ということまでどんどん高まっている。この制度も、大きな傾向として、制度の恩恵を受けるのが巨大企業にどんどん集中しているということが言えると思います。

私、きょう、提出資料として、この間、全体で益金の不算入額はどうなっているのか、資本金百億円を超える企業と連結法人の占める割合がどうなっているのかというのをグラフにしましたが、この緑のラインも、大きな傾向として、どんどん高まっているという傾向があります。

配当がふえればふえるほど、受取配当の益金不算入の制度による減収も大きくなってまいります。そして、国の税収に穴をあけるということになってまいります。

麻生大臣もこの間、繰り返し、企業が内部留保のため込み続けているのは問題だという認識をおっしゃって、賃金に回さない、投資に回さないという事を表明されています。その点は私たちが全く同じ思いであります。その受取配当の益金不算入制度を利用すれば、企業グループでも、株をお互い持ち合えば、各企業の配当金を、ほとんど税金を支払わないまま内部留保にしていることが可能になっていくわけでありです。

大臣にお伺いしたいんですけれども、この受取配当の益金不算入制度というのは、大企業が内部留保をふやす一つの要因になっているんじゃないでしょうか。

○麻生国務大臣 予算委員会でも、またここでも申し上げましたけれども、一年に一遍しか数字は出ませんので、おとしの三月で約三百四兆円の内部留保が、去年の三月で三百二十八兆円、年間で二十四兆円ふえておりますので、月割り二兆円という増額になっておることにしましては問題ではないかという事を申し上げておりますので、この点に関しては、珍しく意見が合っております。

このため、我々としてはどうするかといえば、これはコーポレートガバナンスという、余り好きな言葉じゃありませんけれども、内部できちんとした形のをやらなければいけないことの強化とか、また政労使会議、これもちよつといかがなものと、政労使会議ということもさせていたいただきました。

そして、少なくとも、今度の中においていろいろな意識というものを、企業として、二十年間もデフレをやっているんだから、金をずつとため込んでおきさえすれば、金利がつかなくても、物が下がって金の値打ちが上がるという状況が二十年も続きましたから、ある程度意識が変わるまでに時間がかかると思いますけれども、私どもとしては、こういつたようなことは今後きちんとした形で配当もしくは賃金、設備投資といったことに回していくようにしていただかないといかぬということだろうと思つて、スチュワードシップ・コードなど、いろいろな形でこの問題に関して対応させていただきつつあります。

受取配当金の益金不算入の話、非課税を認めている話で、手元流動性が過剰に残ることになっておるのではないかと御懸念ですけれども、益金不算入の制度というものは、配当を支払う法人、例えば親会社から見れば子会社の段階で既に法人税は課せられていきますから、したがって、もう一回取る二重課税ということを避ける観点から、配当を受け取る本人、例えば親会社の段階で税負担を調整するということとしておるものであります。

仮に、その会社を支配するという目的で保有しております持ち株比率の高い会社からの配当を益金算入にしたとしても、企業は今度は支店形態を選択して二重課税を避ける、手元に資金が残る可能性がりますので、益金算入にしても御懸念は解消しないものと私どもは考えております。

また、内部留保を有効に活用するという観点からは、今回の法人税改革などによって企業の意識や行動を変えていくところが一番大きな問題なのであつて、この意識が変わらない間は、法律で幾らやっても、それは何だかんだ、企業経営者の一番の問題はそれをどう活用するかという意識の問題だろうと思つておりますので、私どもは、その点は、今後ともいろいろな形でこの問題について対応していかねばならぬと思つております。

○宮本(徹)委員 内部留保は設備投資、賃金、配当に回らなきゃいけないということを言いますけれども、その配当は、内部留保として、益金不算入制度を使つてまた戻ってくるという仕組みにもこの制度によってなっているわけでありです。

この制度は、当初、おっしゃるとおり、二重課税を廃止するために設けられたということは聞いておりますけれども、同時に、実態に即して修正を加えて、一部は益金に算入するということもこの間やってきた経過があります。私は、やはり税の本来の役割というものは、所得の再分配というところにあると思います。この原点に立ち戻つて、この受取配当益金不算入制度はさらに見直していく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

先ほどの麻生大臣のお話にあるとおり、内部留保は三百二十八兆円ということでありです。やはりそうである以上、この配当を無税で内部留保に積み上げるのではなくて、さらにしつかり課税を行つて国民に再分配していくことが必要なんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 今、配当金につきましては、配当を支払う側の法人、例えば前の例を引けば、子会社の段階において既に法人課税が課されておりますので、先ほど宮本先生も御指摘がありましたように、二重課税を避けるという観点から、配当金を受け取る法人、親会社なんかの場合ですけれども、その段階では益金に算入しない、すなわち非課税にするというのは、これは基本的に伝統的な考え方であり、総じて先進国はこの考え方だと

思ひます。ただし、単なる投資対象として保有するような持ち株比率の低い株式は、債券投資などの投資とのバランスというものを考慮しなきゃいけないので、少なくとも、部分的に課税するため、一部のみ益金不算入としておりますのは御存じのとおりです。

二十七年年度の税制改正では、課税ベースの拡大というものに取り組み中で、こうした考え方をさらに進めて、持ち株比率五%以下の会社からの配当などについては、現行の益金不算入の割合、すなわち非課税の割合を五〇%から二〇%に引き下げるなど、かなり抜本的な見直しを行つたところでもあります。

先生の御主張は、会社の支配を目的とするような持ち株比率の高い株式からの配当にも課税すべきということなんだと思ひますが、これにつきましては、支店の形態でも子会社の形態でも税負担は変わらないようにすべきだということを考えれば、やはり引き続き一〇〇%の益金不算入にすることの方が妥当だ、我々はそう思つております。

○宮本(徹)委員 今回、この制度の一部を見直して、課税強化の方向に踏み出したという点は、私たちが注目しているところでありです。しかし、これによる増収の見込みは九百二十億円ということとで、受取配当の益金不算入制度による減収額は一・四兆円ですから、是正されるのは数%ということになります。

もうちよつとたくさん質問を用意していただんですけども、質問時間がなくなつてきましたのであれなんですけれども、先ほど来紹介している政府税調では、「資産運用の場合は、現金、債券などによる他の資産運用手段との間で選択が定められないよう、適切な課税が必要である。」ということをおっしゃいます。そして、自民党の税調でも、支配目的が低い投資目的の場合については全額益金算入という案も提示されていたというふうに聞いております。

また、内部留保を有効に活用するという観点からは、今回の法人税改革などによって企業の意識や行動を変えていくところが一番大きな問題なのであつて、この意識が変わらない間は、法律で幾らやっても、それは何だかんだ、企業経営者の一番の問題はそれをどう活用するかという意識の問題だろうと思つておりますので、私どもは、その点は、今後ともいろいろな形でこの問題について対応していかねばならぬと思つております。

そうであるならば、二〇％であれ、株式の配当だけを益金不算入にすると、株式投資だけが有利となり、選択をゆがめるといふのは明らかです。選択をゆがめないためには、やはり全額益金に入れる、不算入割合はゼロ％にすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

二十七年年度の税制改正におきまして、持ち株比率が低く、資産運用に近い株式というものの配当の取り扱いというのは、一つ議論でございます。

この配当の扱いにつきましては、他の投資機会との選択に對しまして税制からバイアスを与えないようにするという観点から、益金不算入の割合を五〇％から大幅に引き下げることとしたしましたが、持ち株比率が低くても支配目的が全くないとは言いがたい、あるいは益金不算入割合を余りにも大きく引き下げるその影響もあるのではないかとというようなことから、二〇％の益金不算入という形にしたところが現状でございます。

○宮本(徹)委員 諸外国を見れば、ドイツでは、持ち株比率一〇％未満の場合は全額益金に算入する、フランスでも、持ち株比率が五％未満の場合は全額益金に算入するというをやっているわけですから、自民党税調だってその案もあったわけですから、それはできないはずがないというふうに思います。この受取配当益金不算入制度見直しを引き続き求めたいというふうに思います。

今回の法案は、法人税率の引き下げでも課税ベースの拡大でも、大企業、経団連の要求をほとんど丸のみした法案になっているというふうに思います。法人税率を引き下げ、大企業優遇を続けながら、消費税増税と赤字企業への増税で穴埋めしていくというのは許されません。本法案の撤回を求めて、私の質問を終わります。

○古川委員長 次に、内閣提出、関税法及び関税

暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣麻生太郎君。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○麻生國務大臣 ただいま議題となりました関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、指定薬物を関税法上の輸入してはならない貨物に追加するとともに、関税率等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物を関税法上の輸入してはならない貨物に追加することとしたしております。

第二に、平成二十七年三月三十一日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長を行うこととしております。

第三に、無申告加算税の不適用制度に係る期限を関税通則法の改正に合わせて延長することとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしてしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○古川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

〔関税法の一部改正〕

第一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第五項中「二週間」を「一月」に改める。

第十四条の二第二項中「又はその」を「若しくはその」に改め、「係る」との下に「、又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」とを加える。

第六十九條の十一第一項第一号の次に次の一号を加える。

一 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和十五年法律第四十五号)第二条第十五項(定義)に規定する指定薬物(同法第七十六条の四製造等の禁止)に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除く。

第一百五條の二中「第三項及び第五項」を「第三項、第五項及び第六項」に改める。

〔関税暫定措置法の一部改正〕

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項本文中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、同項ただし書中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、「であつて、」を「であつて、」に改め、「に係る輸入数量」の下に「(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下「オーストラリア協定」という。))の効力発生の日(以下「協定発効日」という。))から一年を経過した日」に係る

ものに限る。及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。))を加え、同条第八項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、「及び」を「並びに」に改め、「オーストラリア産飼料用麦の輸入数量」の下に「(協定発効日から一年を経過した日以前の期間に係るものに限る。))及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(協定発効日から一年を経過した日以後の期間に係るものに限る。))を加える。

第七条の四第一項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改める。

第七条の五第一項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、同項第一号中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、「当該年度の第三四半期」を「当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期」に改め、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下「オーストラリア協定」という。))の効力発生の日(以下この号及び第七条の八第一項において「協定発効日」という。))を「協定発効日」に、「以降」を「以後」に、「同条第一項」を「第七条の八第一項」に、「同年度の第三四半期」を「同年度の当該各月の属する四半期」に、「まで」を「まで」に改め、同項第二号中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、「まで」を「まで」に改め、同条第三項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改める。

第七条の六第一項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、同項各号中「まで」を「まで」に改め、同条第二項及び第七項中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改める。

別表第一第一〇四・二・一〇号中「幼児又は」を「幼児」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六條の三第九項、第二〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童」を加え、同表第一七・〇三項を削る。

別表第一の三中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同表第四〇二・一〇号中「幼児又は」を「幼児」に改め、「児童福祉施設の児童」の下に「又は児童福祉法第六条の三第九項、第一〇項若しくは第一二項に規定する事業による保育を受ける児童」を加える。

別表第一の三の二及び別表第一の六中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

別表第一の七第一〇二項中「で政令で定める規格のもの」を削り、同表中第一〇三項を削り、第一〇四項を第一〇三項とし、第一〇五項を第一〇四項とする。

別表第一の八中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中関税法第十四条の二第二項の改正規定及び同法第五十五条の二の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二 第二条中関税暫定措置法別表第一第四〇二・一〇号の改正規定及び同法別表第一の三第〇四〇二・一〇号の改正規定 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の関税法第十二条の三第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同項に規定する提出期限が到来する関税について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の関税法第十二条の三第五項に規定する提出期限が到来した関税については、なお従前の例による。

理 由
最近における内外の経済情勢等に対応するため、輸入してはならない貨物への指定薬物の追加及び暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。